

第11回平成19年9月与謝野町定例会会議録(第4号)

招集年月日 平成19年9月19日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後3時04分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	赤松孝一
2番	畠山伸枝	11番	勢旗毅
3番	上山光正	12番	多田正成
4番	廣野安樹	13番	今田博文
5番	小林庸夫	14番	森本敏軌
6番	家城功	15番	谷口忠弘
7番	伊藤幸男	16番	有吉正
8番	浪江郁雄	17番	服部博和
9番	井田義之	18番	糸井満雄

2. 欠席議員

(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 奥野稔 書記 植松ひろ子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田貴美	代表監査委員	足立正人
副町長	堀口卓也	教育長	垣中均
総務課長	大下修	教育委員長	白杉直久
企画財政課長	吉田伸吾	商工観光課長	太田明
岩滝地域振興課長	小林哲也	農林課長	浪江学
野田川地域振興課長補佐	長島栄作	教育推進課長	土田清司
加悦地域振興長	和田茂	教育次長	鈴木雅之
税務課長	日高勝典	下水道課長	小西忠一
住民環境課長	藤原清隆	水道課長	芋田政志
会計管理者	金谷肇	保健課長	佐賀義之
建設課長	山崎信之	福祉課長	岡田康利

5 . 議事日程
日程第 1

一般質問

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(糸井満雄) おはようございます。

きょうも大変暑くなって真夏日になるようでございますので、ひとつ楽しんでいただきまして、きょうも1日、一般質問よろしくお願ひしたいと思います。

本日は、廣野議員から葬儀のため午前中欠席の届けが出ておりますので、ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は17人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

引き続き一般質問を続行いたします。

それでは、まず8番、浪江郁雄議員の一般質問を許します。

8番、浪江郁雄議員

8番(浪江郁雄) おはようございます。8番、浪江でございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに「乳幼児・学童のインフルエンザ予防接種費用に助成を」についてであります。

インフルエンザは、伝染性の高いウイルスによって高熱や頭痛、咽頭痛などを発症する感染症であります。医療機関への早期受診、治療をはじめ安静と休養、特に十分な睡眠、水分の補給、部屋の湿度を保つなどによって、ほとんどが1週間程度で症状が軽くなると言われております。

ところが、抵抗力の弱い高齢者や乳幼児は、肺炎や脳症などの合併症を引き起こしやすく、死亡するケースも少なくありません。過去に何度も世界的な大流行を起こしたインフルエンザは、根本的な治療法は確立されていないことから、予防接種法に基づいて、1962年からワクチン接種が認可され小中学生を対象に全額公費負担によって実施されてきました。

しかし、まれに副作用が起きたり、流行を抑える効果が証明されないなどの理由から、87年に保護者の判断で行うとして義務化が事実上外され、94年の予防接種法改正によって公費負担の対象からも外されました。その後、我が国の接種率は、先進国の中で最低レベルにまで落ち込み、ワクチン生産量は最盛期の100分の1にまで減少しました。

ところが、98年の冬に国内でインフルエンザが大流行し、保育園児や幼稚園児、小中学生の子供たちだけでも127万人以上が発症しました。死亡例も相次ぎ、接種希望者の急増によるワクチン不足も深刻化しました。翌99年も猛威を振るい、特に高齢者を直撃しました。同年1月から3月のインフルエンザによる死亡者数の86%が65歳以上の高齢者で、そのうち5人に3人が80歳以上でありました。全国各地の老人保健施設や病院での集団感染も相次ぎ、1つの施設で10人前後が死亡する例も報告されました。日本医師会ではインフルエンザワクチンの接種を行うことで、インフルエンザによる重篤な合併症や死亡を予防し、健康被害を最小限にとどめることが期待できるとしています。

また、米国の予防接種諮問委員会では、ワクチン株と有効株が一致している場合には、10歳から15歳では77から91%、3歳から9歳では56%、6から24カ月では66%の発症予防効果などが報告されております。

日本では、厚生科学研究費による乳幼児に対するインフルエンザワクチンの効果に対する研究では、発熱を指標とした場合、1歳以上6歳未満の幼児では、約20%から30%の発病を阻止する効果があるとし、また、日本臨床内科医会の河合直樹氏は、0歳から15歳では、1回接種、2回接種それぞれで発症予防効果は68%と85%、16歳から64歳では55%と82%と報告しております。

副作用が強調され、効果の疑問が持たれたワクチンですが、ワクチンの効果を示す報告が相次ぎ、2001年に予防接種法改正により、高齢者への予防接種費用の一部を公費で負担するものとなりました。与謝野町におきましても通常65歳以上であれば、自己負担額1,000円で1回の予防接種を受けることができます。

子供の場合、流行期間前に通常2回接種しますが、予防接種が保険適応外のため費用は利用機関により異なります。1回当たり3,000円から5,000円かかるといわれており、なるべく費用の安い病院を選んで、利用される保護者の方が多いようであります。乳幼児、学童のインフルエンザ予防接種費用を助成できないか、町長にお伺いいたします。

次に、児童虐待発生予防対策について、お伺いいたします。

平成18年度の児童相談所における児童虐待相談対応件数は3万7,343件、前年度比1.08倍となり件数は年々増えている状況であります。厚生労働省では深刻化する児童虐待について、虐待を受けて死亡に至った子供の事例を検証したところ、死亡した子供の約4割がゼロ歳児で、ゼロ歳児のうち約8割が月齢4カ月以下ということがわかりました。

また、行政がすべての子供にかかわる最初の機会が、4カ月検診であることが多いこともわかっています。児童虐待は発見や対応が遅れるほど、親と子供の両方に対する手厚い支援が必要になることも踏まえると、早期発見、早期対応の体制を強化することは、児童虐待をなくすための必要不可欠な取り組みと言えます。

そこで、厚生労働省はことし4月から、生後4カ月までの全戸訪問事業「こんにちは赤ちゃん事業」をスタートさせました。新生児、乳児を抱える母親は、出産の疲労と新たな育児負担による心身が不安定になりやすい上に、最近では核家族化が増加していることもあり、周囲の支援も受けず社会から孤立している人がふえています。一般的に親と子の引きこもりからネグレクト、いわゆる育児放棄、さらには児童虐待につながるケースが多いことから、孤立化を防ぐことは児童虐待の発生予防に大変効果的であると言われております。

この事業では、生後4カ月までのできるだけ早い時期に、乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなどとして、母親に安心を与えながら、乳児家族と地域社会をつなぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。

また、これに連動する事業として、育児支援家庭訪問事業があります。これは生後4カ月までの全戸訪問を行った後、ケース対応会議などにおける報告、検討の結果、再訪問や引き続きの支援が必要と判断された家庭に対するケアとして生かされるもので、子育ての経験者等による育児、家事の援助、または保健師等の有資格者による具体的な育児支援に関する技術的援助や指導を、継続的に実施する事業です。国はこれらの事業について、平成21年度までに100%実施することを求めています。平成19年6月現在の調査によれば、生後4カ月までの全戸訪問事業実質実施数、実施予定を含むは68.5%、育児支援家庭訪問事業実施数は49.7%となってい

ます。

これらの事業が児童虐待防止のみならず、地域における総合的な子育て支援体制を整備する上でも効果的であると思いますが、本町の児童虐待発生予防対策についての取り組みをお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 浪江議員の一般質問にお答えさせていただきます前に、議長のお許しを得て、ちょっと訂正のお願いをしたいと思います。

一般質問の一番初めの服部議員さんの、新町のグランドデザインを問うという中で、アンケートを実施したそのアンケート、「与謝野町の気になるところ」というところを「野田川町の気になるところ」と私、申し上げたようなので、訂正をして、おわびを申し上げたいというふうに思います。すみません。時間をいただきまして。

それでは、浪江議員のご質問にお答えさせていただきたいというふうに思います。

第1番目の、乳幼児・学童のインフルエンザ予防接種の際の費用助成ができないかという点でございますが、インフルエンザの流行は、通常、初冬から春先にかけて流行し、典型的なインフルエンザの症状は、突然の高熱、頭痛、関節痛、筋肉痛等で、のどの痛み、せき、鼻水なども見られ、普通の風邪に比べまして全身症状が強く、重度化するという特徴がございます。

また、インフルエンザの流行は短期間に小児から高齢者まで、膨大な数の人を巻き込むという点でも普通の風邪とは異なります。特に、普通の風邪は流行しても、死亡する人は余りふえませんが、インフルエンザが流行しますと、先ほど浪江議員がおっしゃったように、65歳以上の高齢者や、あるいは慢性疾患患者の方は死亡率が高くなってまいります。

与謝野町の予防接種事業は、すべて予防接種法に基づき実施しておりまして、法律に基づくインフルエンザの予防接種は、65歳以上の高齢者、または慢性疾患患者に限り、一定のご負担をいただき実施をいたしております。

ご質問の乳幼児・学童のインフルエンザ予防接種については、法律の対象外であることから町は実施しておらず、また、個人で受けられたインフルエンザ予防接種に対しても助成は行っておりません。乳幼児・学童のインフルエンザの予防接種は、あくまでも予防という性格のものでございますので、今後についても個人のご負担で実施していただきたいというふうに考えております。

次に、2点目の児童虐待発生予防対策についてでございますが、ご承知のとおり厚生労働省の方針で、本年4月、生後4カ月までの乳児がいる家庭を訪問し、さまざまな不安やあるいは悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うよう、こんにちは赤ちゃん事業がスタートしました。

与謝野町では、既に里帰り出産等で与謝野町にいない方を除き、従来から保健師が対象家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を実施しております。また、生後3カ月から4カ月には乳児健診前期を、生後7カ月から8カ月には乳児健診後期を、そして生後11カ月ごろには

1 1カ月健診、1歳半健診、3歳児健診などと、それぞれの月齢に応じた母子保健事業を行っており、必要な家庭に対しては訪問により継続支援をいたしております。

ご質問の与謝野町での児童虐待防止予防対策については、先ほど申し上げたとおり、乳児、幼児虐待の早期発見については保健師を通じて、また、学童につきましては保育士を通じて、家庭内の虐待の兆候が見られないかを注意深く観察するよう、指示しているところでございます。育児放棄や虐待が懸念される場合は、民生児童委員さんや教育、行政、医療機関や児童相談所との連携をとりながら、関係部局とのケア会議を開催するとともに、緊急時には一時保護をするなどの緊急措置も実施し、幼児や児童の安全対策を行っております。

平成16年4月には、児童虐待の防止等に関する法律の一部が改正され、児童虐待の通告先に市町村が一部追加され、相談のすべてを児童相談所のみで受けとめるのではなく、市町村をはじめ多様な機関が、きめ細やかに対応する方向が示されたところでございます。

本町におきましては、虐待事例に素早く対応したり、あるいは関係機関との連携をさらに強めるための児童虐待ネットワーク会議を、福知山児童相談所のご指導をいただきながら、今年度中には設立してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上、浪江議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議 長（糸井満雄） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） ただいまの答弁の中で、あくまでも予防ということで答弁ございましたけども、最近、予防の重視という言葉をよく聞いたり見たりするわけですけども、医療制度改革の中心となるのも、またこの予防の重視でもありますし、また、介護保険制度改革もこの予防の重視であります。この予防の重視という考え方も、あくまでも国民の健康維持と増進という視点からのものでありますし、結果として、財政的効果がついてくるものであろうと思います。

例えば、予防することによってインフルエンザにかかる人が減って、予防せずにインフルエンザがはやりまして、医療機関等で診察にかかる人がふえますと、その分また保険料等にはね返ってくるわけであります。

また、この予防に関しましてもですね、今回ある子育てするお母さんから相談を聞いたわけですけども、子供がたくさんいて、2人、3人で予防接種をすると、かなりの負担になるということで、受けたくても受けられないという方があります。また、自分の子供のことだけでなく、他のお子さんにつつさないためにも、この予防接種をしたいけど今言ったように費用が非常にかかるということでございます。

例えばですけども、1回につき1,000円でも助成ができないかというところを、もう1度お聞きいたします。

次に、児童虐待発生予防対策でございますが、今、与謝野町では、実際そういう訪問をされているいろいろ相談に乗っておられるということでございます。引き続きそういう訪問事業を続けられて、働くお母さん、子育てするお母さんからの悩みなどを相談を受けまして、育児不安が解消されますように、また引き続きよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町長（太田貴美） 1点目の件でございますけれども、子供たちに対しますそうした予防の意味でのインフルエンザの予防接種につきましては、浪江議員もおっしゃいましたように、これは一つは親の判断で行うということになっておりますし、流行するしない、あるいは全く型の違うインフルエンザで、ある意味、その年に流行する型あたりも決まっていないうようなこともございますし、そうした意味からも、あくまでも予防という立場で、予防にもいろいろと考え方があろうかと思っておりますけれども、今の段階では、やはり親が選択をして、子供に予防接種をするかどうかという判断もゆだねられておりますので、そうした中で今のところやはり個人のご負担で、ぜひ実施していただきたいというふうに考えます。

それから、2点目の子供の児童虐待発生防止の点につきましては、本当にいろんなちょっとした情報といえますか、これはなかなか保健師あたりが回っておりますけれども、目につかないこともございます。告げ口ではないですけれども、やはりご近所の目といえますか地域の力という、そういうことも非常に大事だというふうに思いますし、町民を挙げて、そうしたふうな子供が1人でもなくなるような努力を、今後も続けていきたいというふうに思います。

以上で、答弁とさせていただきます。

8番（浪江郁雄） 以上でございます。

議長（糸井満雄） これで、浪江郁雄議員の一般質問を終わります。

次に、12番、多田正成議員の一般質問を許します。

12番、多田正成議員。

12番（多田正成） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告どおり質問をさせていただきたいと思っておりますが、今回はなぜか多くの議員さんが私と同じ質問をしておられまして、その中で昨日最後に、私の質問に対して総まとめのような質問を、赤松議員が的確にされまして、それに対して町長のご答弁の中に、すべてを聞かせていただけたような気がいたしますので、いささか今から質問をさせていただく自分がむなしく感じておりますが、それでもきょう皆さんと一緒に、元気で質問をしてみたいと思っておりますので、重複するかもわかりませんがお許しをいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

それでは、第1問目の質問をさせていただきます。

私は行革委員会の中間答申案が出ましたが、どこまで具現化ができるのかという点でお尋ねをしてみたいと思っております。

このたび行政改革委員の皆さんが、長きにわたり会議を重ねてこられ、行政運営のあり方を検討されてきました。委員さんの活発な議論の末に、このほど中間答申改革案がまとめられました。私も早速拝読をさせていただきました。当町が合併した意味、今の地域経済の状況、あるいは少子化の問題とそれぞれに考えてみましても、庁舎を含む施設の統廃合、幼保、小中学校の統廃合、経常経費収支比率の正常化、どれをとりますとも近い将来直面するであろう課題だと思っております。

また、そのとぎのために財源をとということで、5カ年で20億円の削減策にも触れておられ、そのくらいの姿勢でないと言謝野町の将来がないといった思いからでしょう。大変厳しい策だとは思いますが、私は的を射た答申案だと高く評価をしている1人であります。

しかし、一方では削減ができない、直面する今を抱える地場産業の衰退に歯どめをかけ、地域

活性化策にも取り組んでいただかなければなりません。多額な財源も必要であります。将来をとるか、今をとるかの議論になるわけですが、いずれにしても町長の行政手腕が必要であります。

町長はじめ多くの皆さんが苦勞をされ合併いたしました。なぜ合併したかの原点に立ち返りますと、何が必要で何がむだかは、おのずからわかることでもあります。そういった意味からも改革案を厳しく踏まえていただき、具現化に努力をしていただきたい。行革委員会の意見の中にもありましたが、それぞれの課題に対し検討委員会を早期に設置し、協議すべきと言われていました。私も議論に議論を重ねていただき、よりよい将来を設計していただくことが重要と考えております。町長は委員会を設置し、検討に入られるお考えはあるのでしょうか。まだ行革委員会が正式に答申されていないということで、答えにくいかもしれませんが、町長の思いをお聞かせください。

それと、まことに失礼な言い方で申しわけなく思いますが、全般を見ていろいろな立場の方が、立案し提案をされ、またお願いをされても、当町のトップであります町長みずからが、本気で取り組んでいただかなければ何も変わりません。本当にどこまで改革の具現化ができるのか、どこまで本気で取り組んでいただけるのか、問題提起1つ1つに対し町長のご所見をお尋ねいたします。

次に、プラント出店構想の現況とあり方によっては、まちづくり構想に影響がということでお尋ねいたします。

昨日も有吉議員の方からプラントの問題、赤松議員からも同じようにプラントの問題も出ましたけれども、その中にご答弁を聞かせていただいておりますが、私は今、当町の大切な総合計画の策定中であり、審議会の皆さんが部会ごとの今後10年間の審議、検討をされていると聞いております。長年にわたりプラント出店構想が宙に浮いたままになっていて、まちづくりに影響するのではないのでしょうか。審議会もさることながら、この問題は地権者の皆さんをはじめ、多くの関係する方々に影響を及ぼす問題と思います。都市計画にもかかわってまいります。プラントが来る来ないは別として、このままでは真のまちづくり計画はできないのではないかと心配しております。もうここまできますと、行政としてのはっきりした姿勢が必要ではないのでしょうか。

まちづくり構想、商店街構想がないだけに、ある意味このような結果になっているのではないかと。プラントの件は、多くの問題を我が町に投げかけました。この教訓を生かし、当町の今後のまちづくり計画をしっかりと打ち出していきたい。そのために今、多くの方が行政の指導力を求めておられます。この点についてどのように考えておられるのか、町長のご所見をお尋ねいたします。

3問目に、行政業務、事業あるいは商工観光業務を、もっと商工会に託せないのかという点でお尋ねをいたします。

地方分権が打ち出されてから行財政、行政業務、事業等も含め、見直しが必要になってきました。行革もその一つですが、我が町は我が町でノウハウを出して生きる時代入ってきました。当然ノウハウが出せない町は衰退をいたします。行革の一部として官から民への移行が必要ではないかとの声も高まっています。

委託管理から指定管理者制度もその一環ですが、そんな中で、家城議員、有吉議員両議院さんも触れておられましたが、先日、商工会3役さんとの懇談会をさせていただきました。ご存知の

とおり来年4月には与謝野町商工会になります。やはり商工会はその町その町を担う商工業者の集まりであります。今のままでは会員さんが減少ぎみであります。新しく生まれ変わる商工会であってほしいと願う1人ですが、そういった意味からも、懇談の中で大変失礼かと思いましたが、今こそ商工会組織、業務の強化を強くお願いしてまいりました。

当町の商工にまつわる各支援策、産業支援策が、つまり商工会にもっと自由に託せないか。そして地域産業、地域経済の振興、商工業者、産業界の方々が商工会とともに独自で取り組んでいたような仕組みが必要ではないかと思えます。そのためには……の対話が必要で、ぜひ町長と会長とのトップ会談をお願いしたい。行政の役目、商工会の役目を双方の思いから、商工業、企業、織物業、地域の振興策など、今後の構想を十分話し合っただけでいいと思います。

先日、懇談会をさせていただきました中で、そのことが一番、トップ会談が一番大切と考えました。町長はその点どのように考えておられるか、ご所見をお尋ねいたしまして、1回目の質問とさせていただきます。

失礼しました。有吉議員と言いましたけど、廣野議員だったそうです。すみません。

議長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 多田議員からのご質問にお答えいたします。

1番目の行革委員会の中間答申案が出ましたが、どこまで具現化できるのかとのことでございますが、まず、私は平成18年7月に与謝野町行政改革推進委員会を立ち上げて、伊達会長様はじめ9人の委員の皆さんに、本町の行政改革大綱を諮問いたしました。委員会はこれまでに十数回の会議をもたれ、このたび与謝野町行政改革大綱中間案を策定し、この中間案を公表して意見募集が行われました。これまでの委員の皆様のご並々ならぬご努力に敬意を払いますとともに、深く感謝をいたしております。

さて、公表されました行政改革大綱中間案を拝見いたしましたが、行政改革期間に経常収支比率は90%以下、行政改革効果は20億円程度となっておりますし、職員数についても長期的には230人程度に削減することなどされております。

私は選挙時のローカルマニフェストで行政改革の推進も掲げており、その中で財政指数の改善、職員定数の見直し、民間活力の導入などを唱えておりまして、これが私の基本的な考え方となっております。これらに基づいてこれまで町政を運営してきておりまして、既に指定管理者制度の導入、財産処分の検討などは進めております。このように、今回の行政改革大綱中間案と私の考え方は、ほぼ同じ方向であるというふうに思っております。

ただし、行政改革大綱中間案の数値目標については、非常に厳しい数値であるというふうに感じております。多田議員がおっしゃるように、改革案に対して本当に推進ができるのかと言われると、現段階では正式な答申を受けておらず、具体策を持ち合わせておりませんので、お答えができませんが、数値は非常に厳しいというふうな認識は持っております。

今後、行政改革委員会から正式な答申を受けることとなりますが、内容を十分精査して、どのような方策をとれば目標を達成することができるのかを検討させて、具体策を出し、たたき台ができれば議員の皆さんのご意見を伺いたいというふうに考えております。

しかし、いずれにいたしましても小学校などの公共施設の統廃合、情報化の格差是正など直面

する課題を解決するに、大きな財源が必要なことも事実でございますし、地方交付税や国、府の補助金などの将来的な見通しも決して明るいものではありません。

多田議員も私も行政改革推進委員の皆さんも、このような状況認識には違いはないものと思います。であるからこそ行政改革推進委員会では、厳しい目標設定がなされたものと思いますので、正式に答申を受けてからとなりますが、その目標達成へ向けて最大限の努力を傾けるつもりでございます。

それぞれの検討委員会等の立ち上げはということにつきましては、既に立ち上げているものもでございます。今後の答申を受けた中で、当然、小学校などの公共施設の統廃合等々も、検討委員会を立ち上げていく必要があるかと思っておりますので、それらについては今後の目標に向けての課題としたいというふうに思います。

それから、行政改革大綱につきましては、総論では異論はないというふうに考えますが、各論に入りますと既得権や、あるいは利害関係などによりなかなか困難なことが予想できます。議員の皆さんをはじめ住民の皆さんも、町職員も知恵を出し合い、将来に向けての財源を確保し、住民満足の向上をお互いに目指していきたいというふうに考えておりますので、今後のご協力をよろしくお願いいたします。

それから、次に2番目のプラント構想の現状とあり方によって、まちづくりの構想に影響があるのでは、当町の産業集積地構想を問うとのことでございますが、先ほどもおっしゃいましたようにプラント出店の現状につきましては、廣野議員さん、そして昨日の赤松議員さんのご質問でご答弁をさせていただいたとおりでございます。

重複いたしますが、現段階ではプラントの考え方を明確にさせていただくことが先でございまして、その答えを早急にいただく行動をとりたい等の答弁をさせていただきました。議員ご指摘のとおり現在、与謝野町総合計画の策定段階でございまして、議員の皆さんにはこれまた大変お世話になっております。各セッションにおきまして、具体的な方向をまとめていただいております。その中で、まちづくりの重要な分野でございます、農地法やまちづくり3法など、いわゆる土地利用計画でございますが、現在、行政内部での調整段階でございまして、今後は議員の皆さんの意見等も聞きながら、総合計画に反映していきたいというふうに考えているところでございます。

とりわけ商業集積につきましては、まちづくり3法それぞれの改正が短期間に行われるなど、まちづくりの方向性を見出すことが容易に行えない状況であることも事実でございまして、方向性を早急に打ち出すべき分野であります。慎重に取り扱いたいというふうに考えております。

それから、最後に3点目の行政業務、事業あるいは商工観光課の業務、事業をもっと商工会に託せないか問うとのことでございますが、多田議員も商工会の三役を歴任され、商工会の隅々を知り尽くされておりますので、その経験からのご意見とは思いますが、家城議員ご質問で答弁させていただきましたように、私が考える商工会がなすべきことを優先的に行っていただきたいというふうに考えております。もちろん共同で行うことにつきましては、やぶさかではございません。

また、トップ会談とのご意見でございますが、いずれにいたしましても商工会合併協議内容は、随時報告を受けておりますが、一定の時期には商工会との協議の場を持ちたいというふうに考え

ておりますので、本件も含め調整を行いたいというふうに思います。

最後になりましたが、多田議員が提案されましたように、合併を契機に商工会組織、業務のあり方の強化については、私もお願いしたい内容であるということを申し添えまして、多田議員への答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 多田議員。

1 2 番（多田正成） ご答弁ありがとうございました。

先ほどの質問に対しましては、行革答申案に触れさせていただきました。その中で私は今後の大きな問題を、3点ばかり取り上げさせていただきました。

1つには、庁舎統廃合の問題、つまり合併した意味からも、統廃合は当町の本当の意味からも1つにしていくと。また、財政の苦しいときの一番経常経費の削減策であります。個人も同じことなんですけども。

2つ目には、学校の統廃合です。この問題は将来を担う子供の教育に影響する問題ですし、少子化による1クラスの数の均衡の問題です。ちょっとデータを見させていただきますと、今一番多いのが、当然と言えば当然なんですけど、岩滝は小学校が1つありまして398人、現在の児童数であります。小学校のことで、それを6学年に平均していきますと66.3人という現在の現況です。それが24年、5年後には31.2人に激減してきまして、1クラス5.2人という結果が出ておりますけども、5.2人ですから2クラスに分けると2.6人程度で、理想的なクラスになるなというふうに思いますけれども、旧野田川町にある岩屋小学校につきましては、現在6.8人、クラス別の平均にしますと11.3人という少ないクラスになります。それが24年の5年後には4.1人になりまして、6.4人という結果になっております。

この問題は、クラスの均衡の是正をしていただかなければなりません。そんなことも考えられて、子供の教育もそんな感じに思うわけですけれども、一方、地域の問題もありまして、地域での社会教育や郷土愛を育むといった大切な面があります。

3つ目には、行財政の削減策であります。行政のシミュレーションでは平成20年から24年の5カ年で10億円の削減で、3カ年は赤字になるが、その後は黒字になると試算されておりますが、一方、行革委員会では将来のシミュレーションの中から、20億円の削減が必要だといわれています。

当町は庁舎、学校を含む多くの施設を抱えておりまして、また、古い学校や施設も多く見られます。そうなりますと今後の管理費等を考えてみましても、将来は決してそんなに甘いものではなく、ますます厳しい行政運営が予測されますが、町長がいつも言っておられます持続可能な行政運営をされるのは、今後幾らぐらいの削減策が必要なのか、お尋ねをしてみたいと思います。先ほど、まだ正確な答申案をいただいとらんので、まだ申し上げれないと言われましたけれども、町を運営する町長の思惑は、大体どのくらいで今後の持続可能な数字だというふうにお考えか、再度お考えをお尋ねをしてみたいと思います。

それと、次の2問目の質問ですけれども、プラントにつきましては昨日、ほかの議員からの質問で、プラントの現況を聞かせていただきましたので、そのお答えをいただいておりますので、あえてきょうは省かせていただきたいと思います。

しかし、プラントが来る来ないは別にして、町道の問題がありまして、町道はつくならといっ

て理解をされている、まして承諾書に判を押されている、道路に対しての地権者もおいでます。その方が町道が、つくだかつかんだかわからんので、どうしたらいいんだわからんというふうに困っておられますし、町の責任ではっきりと方向性を打ち出されないと、地権者の方が困っておられるということです。

期限を切って業者の答えをもらうとあって、きのう答弁でお聞きいたしまして、そのことはぜひとも進めていただきたいと思いますけれども、プラントの問題は先ほども言いましたように、まちづくりにも影響してきます。まちづくりの構想が本当にあるのかないのか、そこは審議会の審議にも多分影響していると私は思っております。

旧町時代の話になって大変申しわけないんですが、町長に設置していただきました産業懇話会で答申いたしましたとおり、現在の石川バイパスから四辻に向けての商業集積地の件も気になっておりまして、与謝野町になってそのことが継続されとるのか、引き継がれているのかどうか分かりませんが、現況を見ましても私は当然、当町の中心市街地が形成できるとこだと思っております、将来に向かって設計をしていただきたい。その中で都市計画を引くなり、産業道路のインフラ整備が必要です。そのビジョンが出てこそ私たち町民は、その中でどう生きるかを考えてまいります。

町長がよく言われます自助・共助・公助、今回は商助までうたわれていましたが、町民にとって自助・共助は当たり前のことだと認識しております。今何が必要かと言いますと、公助のリーダーシップが必要だと私は考えております。何とかその辺でまちづくりもあわせて、商業の集積地や将来のこの町の新たな活性、それからそのインフラ整備によって、道路の整備によって今言う町道が、本当に必要なのかどうかということにも関係してまいります。新たな設計で町道がつくなら、今の町道のところは問題ではありませんし、そういう設計を出された中で、町長自身のお考えを聞かせていただいたらありがたいというふうに思って質問させていただきます。

町長、その辺よろしく願いをいたします。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 2回目のご質問にお答えいたします。

庁舎の統廃合、あるいは学校の統廃合、あるいは行財政の削減策等々につきましては、後ほどの井田議員さんが、具体的な中で問うておられますので、それらについては井田議員さんのご質問にお答えしたいと思います、通告の中には具体的に書いてなかったもんですから。

基本的には、この厳しい状況の中に入って来る財源が限られてくる、むしろ削減されてくる。その中でやらなければならないことが大変たくさんある。じゃあそれをどうするかというと、どこかを削って、あるいはどこかで新しい財源を求めてくるか、どこかを削ってその財政を保つかかということになるというふうに思いますし、その中で、じゃあ何を優先していくのか、そのためには住民の皆さんのサービスで、この部分は低下します、この部分は何とか維持することができますというふうな、そういう具体的な内容を明らかにしていく、そういう責任があるかというふうに思います。

そうしたことを今、前段階で行政改革大綱をつくって、そういう削減の方向性を出しておられますし、また、総合計画の中ではそれぞれの思いの中で、じゃあこういうまちづくりをしていく方向性を今検討していただいておりますので、やはりそれらが出た中できちっと、じゃあどうい

うふうにまちづくりをしていくのかといをことを、また論議していく必要があるかというふうに思いますので、今具体的なことにつきましては、また後ほどのご質問でお答えさせていただきたいと思います。

ただ言えますことは、私自身のマニフェストの中では、経常収支比率等につきましては行革では90ということですが、私は95という線を出しております。また、削減していかなければならない人数についても4年間で、私の任期の中で50人の職員の削減をしていきたい。そしてまた具体的には数字は上げでおりませんけれども、20億円ということにつきましては、半分の10億円という見通しを立ててはおります。しかし、それとの非常にギャップがございますので、じゃあどういう形でしていくのか、具体的な検討については、答申案が出た中での調整を、検討をしていくという、そういう道筋になるかというふうに思います。

それからプラントの問題につきましては、道づくりだとかそういう件が出ておりましたけれども、これはプラントが進出するんであれば、そういう道をつくっていきたくて。それについては町道に認定していただいて、自分たちが道をつける。そのことについて、でき上がったものを町へ寄附をするという格好でのご話でございまして、きのうからも問題になっておりましたように、じゃあいつ出てくるのか、撤退するのかということについては、まだきちっとした返事をいただいておりますので、それらの答えについて、文書でもってプラントにきちっと提出してもらうような、そういう方法、まずそこが先だと思いますので、それらを進めていきたいというふうに思っております。

それから商業集積については、野田川ではそういう形でしたけれども、与謝野町になりますと、もう既に商業集積地としてウイルが、地元の商店の方たちが力やお金を出し合って、ウイルという商業集積地をつくっておられますので、与謝野町全体の中でどういう配置といいますが、土地利用をしていくのかということにつきましては、これはまた町民全体の中での論議が必要になってくるかと思っておりますし、それらも含めた中でのランドデザインを描いていく必要があるというふうに思っております。

産業振興懇話会の話も出ておりましたけれども、昨日の赤松議員さんの中でも、プラントに振り回されて何も考えてないじゃないかというふうなお話もございました。プラントが出てくる、出てこないにかかわらず、旧野田川の場合には、やはり産業振興の懇話会を立ち上げて、その中で全体のいろんな産業振興策を考えていただくような、そういう懇話会を持ったわけですが、そこの中で論議されましたのは、商工会から出てきておられました委員さんが中心に、大型店の話ばかりで、なかなかそのほかのことについての論議が前へ進まないようなこともあったなと今思い出しているんですけども、やはり全体のそうした総合計画の中でもいろいろとうたわれてくるでしょうし、それらを見る中で、じゃあ具体的な政策としてどういう方向をしていくのかということ、今後の論議になるかと思っておりますので、その点をご理解をいただきたいというふうに思います。

こうした状況の厳しい中で、あれもこれもということではできない状況です。それは確かですので、何を優先して何を皆さんに辛抱していただくのか、それらについても大いに論議が当然出てくることだというふうに思いますし、その中の1つが、やはり学校の統廃合であったり、庁舎の問題であったりということになりますので、いろいろな計画につきましては、それぞれ検討委員

会等をもつ中で、方向性を決めていきたいというふうに考えております。

議長（糸井満雄） 多田議員。

1 2 番（多田正成） ご答弁ありがとうございました。

きのう赤松議員からそういう話も出まして、再度、私が繰り返すことは避けたいと思いますけれども、私たちの申し上げているのは、町長自身でこの町をどうしていくのかという構想を聞かせていただきたい。そういう思い、議員さんの意見とか多くの町民の皆さんの意見を集約されて、その中で町長が私はこういう町にする。産業問題でもそうですし、今、地場産業が衰退して、みんなが困っている。きのうも岩滝の有識者の方からといって、何か厳しいご意見が出ておりましたけれども、そういうことを踏まえましても、本当にこの地域が今衰退をしております、町長がいつも言っておられます、「水・緑・空 笑顔かがやくまち」というふうに掲げられております。私たちはその目標に向かって今生きておるわけですから、ぜひともそういう町にさせていただきたいな、それまでのプロセスが今大変だということを申し上げるのでありまして、町長みずからこの町をこうするんだと、産業問題はこう、教育問題はこうということで、町長みずからのお言葉を聞かせてほしい。

昨日から聞いておりますと、何か委員会でまとめていただいたらとか、今こういうことで検討してますからと言われておるんですが、私はやっぱり町長はこの町のトップマネジメントですので、ぜひともそのことを強く表現していただいて、私たちはそれに一生懸命応援をさせていただけたらというふうに思いますので、ぜひともそういうことをしていただいて、最後に1つ漏れております商工会問題に、もう少し触れさせていただきたいというふうに思います。

要するに現時点の商工会は、旧3町でそれぞれ組織されておりました、それが商工会ごとに部のあり方が違うかもわかりませんが、野田川の例をとりますと企業部と商部で組織されておりました、今度新しく合併いたしますと、業種ごとに大変細分化された組織が形成されるように聞いております。そうなりますとそれぞれの業種の考えで、事業や支援策の要求が変わってくると思います。いずれにしても商工会組織がみずから会員さんに対し、事業や支援策ができる仕組みをつくっていくことが大切かなというふうに思っておりまして、そのためには今とは違ったよりよい支援策が、必要ではないかというふうに考えております。

昨日もどなたかの質問にありましたが、プロジェクトを組んではというふうに思っておられました。私も前回の質問で専門家がいないのではないかというふうに思っておりまして、町長の削減策の中には職員の削減という言葉も出ておりましたけれども、私は決して職員の削減が、この当町にとってプラスになるかといったら、それではありません。やはり町長の施策を課長に打ち出させていただいて、課長はそれにノウハウを出して町民のために仕上げていくという形があれば、もっともっとプロフェッショナルな専門的な人材というよりも、仕組みが必要であると私は考えておりました、今、課長さん以下職員さんが大勢おられます。その中に必ず優秀な方がおいでますので、そのことをリーダーに示していただきたい、そういう策を考えていただきたい。

それと町長に商工会について、もう1つ聞かせていただきたいんですが、商工観光課と商工会との違いは何だと思いでしょか。その点、もう1点お聞かせ願いたいと思います。

議長（糸井満雄） 太田町長。

町長（太田貴美） ちょっと中身を私自身が理解ができなかったんですけども、やはり商工会は商

工会としての役割があり、行政は行政としての役割があり、やはりそれらのところで、それぞれの役割をうまく協力しながらやっていくというのが、理想の形だろうというふうに思いますし、何回もになりますけれども、やはり商工会の中で先ほどおっしゃったように、町の商工会はこういう方向性を目指していくんだというふうなところをやはり明確にさせていただいて、そのために推進するための組織は、こうあるべきだということを打ち出していただいて、それらについて一定のこういう目標のために、こういう事業をしていくということを明らかにしていただく中で、お互いにじゃあこのことを推進するために、行政としてはどういってお手伝いができるかのということを、やはり考えていく必要があるかと思えますし、町の中に特別なプロフェッショナルな職員、そのプロフェッショナルな職員も必要かと思えますけれども、行政というのはこの件についてはプロフェッショナルであっても、資格があるものは別としまして、人事異動でいろんな形でいろんな場面に職員はつくわけですので、そのついた場所での、それぞれにある事務等々をきっちりと法律の中で仕上げていくというのが仕事でございますので、商工についてのみプロフェッショナルな人間をとということについてはちょっと、私の受けとめ方が違うのかもわかりませんが、そういうことにはならないかというふうに思います。

行政は行政として、公務員としてプロフェッショナルな人間になってほしいと思えますし、そうした育成も含めた課長を中心とした各課での研修等も、課内での研修等もありますし、全体の中での地方自治法を学んだり、あるいは実践を学んだりするような、そうしたこともやっておりますので、そうしたレベルを上げていくという努力は必要かというふうに思いますが、やはりそれぞれの持ち場で頑張っていくということが、必要ではないかなというふうに思っております。

それから商工課と商工観光課とは、どう違うんだということでございますけれども、はっきり申し上げますと旧野田川の場合では、なかなか観光という面では1つの部門として成り立つ、そういう素地はございませんでしたけれども、やはり3町が一緒になって、加悦町あたりでちりめん街道のような形をやはり観光というふうな位置づけで打ち出していこうとされております。また、そうしたことも含めて1つの商業、工業、そして観光という、1つの産業の1分野だと思えますので、それらがリンクして織物業というか、そういう工業と観光、あるいは第1次産業、それは農林課になりますけれども、農林と観光というようなことも今後はリンクしていくというふうに思えますし、1つの課として商工課、あるいは観光課と分けるのではなしに、一緒にそうしたことを打ち出していく、受け持っていく課として、商工観光課というふうな形に今回はさせていただいたということでございます。

それと町長の考え方を明確に出すべきだ、あるいはその方向性は何なんだということですが、何度も申し上げますけれども、町の「水・緑・空 笑顔かがやくふれあいのまち」ということを目指していくために町長にならせていただいて、それを目指すためにいろいろと具体的な施策を今掲げてやっているわけで、その1つがローカルマニフェストということで、それに向かうべく、私はこういう方向性で5つの柱を持ってやっていきますよということをお示ししているのが私の考え方でございます。ですから町民の皆さんが望んでおられたそういう方向性と、私自身の方向性は変わっておりませんし、それに向けての具体的な施策を1つ1つ今やっていこうとしております。

検討委員会をつくったり、あるいはそうした審議会をつくったりということでございます

けれども、いろいろと町民の皆さんの思いやらがあるというふうに思いますし、それらを出していただいた中で、では最終的にどういう方向ではなしに、どういう手法をとるか、どういう施策をとっていくかということの決断を、あるいはその打ち出しを、私自身はさせていただきたいというふうに思っております。

ですから、目標はもう皆さんで決めていただいた目標があるわけですから、その目標に少しでも近づくような努力をしていきたい。その目標に近づくためのそうした方策、政策を、今後いろいろと皆さんの知恵を借りながら、打ち出していきたいというふうに考えております。

1 2 番(多田正成) どうも答弁ありがとうございました。

議長(糸井満雄) これで多田正成議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をとりたいと思います。ただいま40分でございますので、10時55まで休憩をいたします。

それでは休憩します。

(休憩 午前10時40分)

(再開 午前10時55分)

議長(糸井満雄) それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

13番、今田博文議員の一般質問を許します。

13番、今田博文議員。

1 3 番(今田博文) 9月定例会におきまして、一般質問をさせていただきたいというふうに思います。

公民館建設や、あるいは改修にかかわる負担割合、あるいは活動の問題について質問をさせていただきます。

この問題につきましては昨日、野村議員さんからもありました。視点を変えて質問をするつもりでありますけれども、重複する部分や重なる部分があるというふうに思いますけれども、よろしくご答弁をお願いしたいというふうに思っております。

1940年代の初期公民館は、地域づくり、集落公民館の時代でありました。70年代は公民館の近代化、公立公民館や施設整備条件、そして第3世代の公民館は、住民参加型の公民館でありました。第4世代は、生涯学習を中心に公民館運営がなされてまいりました。

このように公民館はいろいろな時代の変遷、50年の歩みの中において、公民館史をつくってきたというふうに言えます。国民の生活は経済のグローバル化、改革による光と影、そして所得格差の問題、自治体の財政の効率化や行政改革など時代背景は大きく変わってまいりました。

そんな中、第5世代の公民館が必要だというふうに言われています。これまでの公民館は体制の強化に目を向けがちになり、制度論に走り、地域社会教育機関としての教育、学習の問題としてとらえ過ぎてはいなかったか。もっと公民館の事業、内容論を広く地域の視点から解き放って幅広く追求し、さまざまな住民の多様な生活の中で文化や地域の課題にかかわって、多元的に公民館の役割を考えていく必要があるのではないかとこのように思います。

新しい第5世代の公民館は、地域創造型公民館であります。その公民館構想とは、環境、福祉、保健、平和、人権など生活課題、地域課題と結びつける。文化活動を事業の重要な一環とする、音楽、芸能、祭りなどあります。子供、若者の参加を活動の中心的担い手として位置づける。

4点目に、自治意識に根差すボランティアの組織強化と積極的な奨励、地域住民の自治組織活動の推進、6点目に、学校の地域開放であります。そして行政サービスの連結点としての役割も重要であります。社会的不利益者、障害者、外国籍住民、高齢者などの学習文化活動の保障も必要であります。公民館長、主事などの協働、そして連帯、連携も重要な1つであります。そして最後に自治体、生涯学習の中に公民館をしっかりと、自治体が位置づけるということであるのではないかというふうに思います。

今このような地域創造型公民館、第5世代の公民館活動が必要な時代になったと、和光大学の小林先生は説いておられます。高度経済成長期に端を発した伝統的な地域基盤の地域間格差の問題、さらに競争、市場原理経済による地場産業の崩壊や、生活不安などの問題に直面して、公民館の取り組むべき課題も問われてきている。個々の住民は、みな地域の中に生きています。住民の暮らしは、地域の状況と深くかかわっています。解体傾向にある地域を再生し、住民生活の豊かさにつなげる地域を再創造していく視点が求められています。

私たちの町、与謝野町においては合併してまだ1年半、公民館活動に対する推進事業や、公民館建設にかかる町と地区との負担割合が示されましたが、その内容や中身についてお考えをお聞きしたいと思います。

それぞれ旧町においては長い歴史の中、公民館運営や活動が行われてまいりました。公民館に対する考え方や取り組みも大きく違っておりました。野田川では活発に公民館活動が行われてまいりました。そのことを踏まえ、またベースにして、公民館推進事業に取り組んでいこうとされていると思います。

地区公民館活動の目的は、地区固有の文化の継承、自然環境の保護など、それぞれの地区に根差したさまざまな地区課題への取り組みを通して、住民の主体的な活動を誘発し、それに基づいて地区独自のコミュニティの構築を図ることである。

しかしながら野田川地区の公民館においては、加悦、岩滝地域の公民館活動では公民館としての系統だった学習活動は十分に実施されてこなかった。それは公民館活動に対する住民の意識、及び館長、主事などの公民館体制の未整備もその一因と考えられると、公民館委託事業の趣旨の中に書かれています。

この中で地区コミュニティの確立を目指すとはありますが、それはどういったものになるのか、活動に対する住民の意識がなかったとはありますが、それは行政の公民館活動に対する考え方や推進に大きく左右していくと思います。

そこで、まず1点お伺いをします。

この公民館の目指すもの、理念について、わかりやすく説明をしないいただきたいというふうに思います。

次に、先ほど申し上げましたように、野田川の制度を基本的に引き継いでの事業内容になっています。野田川では、三河内地区が先進的に取り組まれたと聞いています。その後、ほかの地区にも広がっていきました。野田川の公民館活動において何が得られ、目的はどの程度達成されたと思っておられますか。長年取り組まれ実績がある中で、十分事業内容を検証された上での今回の制度や、そして事業になっているのか、お伺いをしたいというふうに思います。

3点目は人口や世帯数の問題です。

与謝野町の人口は2万5,000人、世帯数は9,000世帯です。自治会の中で一番多い自治会、三河内地区は人口2,497人、839世帯です。一方、一番少ない香河区は158人、56世帯です。人口、世帯数ともに15倍にもものぼる大きな格差があります。世帯数も大きく差がある中で、一律の考え方や制度で進めていくことに無理はないのか、お伺いをしたいと思いません。

4点目に時間の問題です。

合併してまだ1年半、旧町での考え方や活動内容も違ってきた中で、急にハンドルを切り過ぎてアクセルを踏めない状況になっています。地域の人や役員さんに時間をかけて、十分説明をするべきだと思います。地域の体制や考えがまだ整っていない中で、なぜこんな早急に進められるのか、準備期間をしっかりと取り、理解をしていただいてから事業推進するべきだと思います。

次に、物やお金、すなわち電気代、水道代、備品購入などには手厚くできておりますけれども、行政側からの一方通行になっていないかどうか、そういった意味で職員さんをコーディネーターとして地域へ入れて、一緒に考えてもらってもいいのではないかとこのように思いますけれども、どのように思われますか。

町立公民館で町有施設の場合と区の所有かどうか、また、ソフト事業の公民館活動を行っているかどうかによって、ハード事業の公民館の建設や改修時の下水道、備品購入などに全額町の負担になるか、地区が全額負担するか大きく差がついています。なぜそんな考えや制度になるのかわかりません。そしてこのことをリンクして考える必要性についても、お聞きしたいというふうに思います。

次に、公民館の建設や改築についてお尋ねします。

公民館建設の基本的な考え方が示されました。地元負担については3分の1を基本とする。新築、改築の場合、敷地は町有地を原則として、町有地以外は寄附をしなければなりません。また、現有地での建てかえを原則とするが、ほかに土地を求める場合は地元の責任において建設用地の確保が必要で、取得費用の3分の1は地元負担が必要になってまいります。

加悦では滝区の公民館が、平成12年の建築で一番新しい公民館であります。土地も地元ですべて手当てをして登記も済ませてあります。自治会である区を地縁法人化して、土地を取得して登記をする。建設においては設計依頼や業者の選定から交渉まで、すべて自治会役員でやってきました。新町になって公民館に対する考え方も大きく変わってまいりました。調整や新制度をつくることは当然だというふうに思いますが、野田川町にすべて合わせてあるように思います。せめて土地ぐらいは区有地であっても公民館として位置づけ、すなわち町立公民館としての扱い、野田川の公民館と同じような扱いをすべきだというふうに思います。

次に、電気、水道料金の問題です。

町有施設の公民館で公民館活動をしていけば電気代、水道料金、加えて下水道の接続やトイレ改修費、備品購入に至るまで、町の全額負担をうたっています。その他の公民館とは差異があります。なぜそんなに大きく差を設けなければならないのか、疑問に思います。地区公民館の位置づけがあれば、すべて同じ扱いにすべきだと思いますけれども、お考えをお聞かせいただきたいと思いません。

これだけ公民館に手厚くするのは、自助・共助・公助の精神は、どこにいったのかと疑いたく

なります。自分たちでできることは自分たちで、その上で町がやらなければならないことは手当てをしていく、町長がいつも言われている言葉であります。こと公民館に手厚くされるのはなぜですか。このような施策で、住民みずからの地域づくりにつながっていくことができるというふうにお考えでしょうか。

今後、地域で住民参加によって解決しなければならない地域課題は増大してまいります。学習と暮らしを一体化した本物の地域づくりが、ますます重要になってまいります。そのとき結局最後には、住民自治と地域連帯の基盤が、どれだけ地域にあるかが問われてくるのではないだろうかというふうに思います。地域づくりを短期間で合理的に進めようとしても、行政の事故満足で終わることが多く、長期的にはうまくいかない場合が多いとも言われています。行政は将来にわたって、責任ある立場で考えなくてはならないというふうに思います。

以上、申し上げます、一般質問、第1回目の質問を終わります。

議長（糸井満雄） 答弁を求めます。

垣中教育長。

教育長（垣中 均） 今田議員の私へのご質問にお答えいたします。

1点目の公民館活動についての中で、公民館活動推進事業のねらいをわかりやすくとの質問ですが、少し長くなりますがご容赦願います。

昨日の野村議員のご質問の答弁と重複する点があるかと思ひますし、先ほど今田議員の一般質問の前段の中で公民館の歴史、そして公民館が現在どうあるかにつきましてご高説を拝聴いたしました。その意味におきまして釈迦に説法のような形になるかと思ひますけれど、ご容赦願いたいと思ひます。

公民館活動は住民の身近な学習、交流の場として、さらに地域活動の拠点としての役割もあります。社会の変化の中で地域の連帯意識が希薄化し、公民館には地域の連帯意識の形成に資する積極的な役割が期待されています。

では具体的にはどんなことが、公民館活動なのかと言ひますと、地域の伝統文化、祭りなどの稽古、地域での環境美化活動などごみの問題、若者と高齢者との世代間の交流活動で、グラウンドゴルフやゲートボール大会などを公民館活動として位置づけています。

プログラム化された講座や教室の提供だけでなく、地域住民が気軽に立ち寄ってくつろぎ、情報収集したり、意見交換したり、アイデア交換などしたりすることができる、自由な交流の場を提供することも大切であると思ひています。青少年問題、男女共同参画活動、人権意識の高揚、高齢者や障害者などへの考慮、災害時の避難場所など、今後においては重要性が増してくるものと思ひています。

あらゆる分野の人々が知恵を出し合いながら、その地域の特色をつくり出したり、心のふれあうまちづくりを目指すもので、公民館はこうした地域の人づくり、まちづくりに参画し、活動の実現に大きな役割を果たすことが期待されています。

先日開催されました本町の社会教育委員会会議におきましても、与謝野町社会教育推進基本計画を協議する中で、助言者としてお世話になっております天理大学の岡田教授も、公民館活動はそんな難しいものでなく、祭りの稽古やスポーツ大会や文化祭なんかも立派な公民館活動ですとの助言をいただき、敷居の高いものでなく余り肩肘張らず進めていくことが大切であると言っ

おられました。いろんな交流の中で地域の問題や課題が出てきたら、次にこの問題について一緒に考えて、学習していこうという取り組みが公民館活動かと思っております。

次に、2番目の旧野田川町の公民館制度を引き継ぎ、与謝野町でも広めようとしている。旧町での活動を検証しているかのご質問ですが、合併協議の中で公民館のあり方についても3町で協議した中で、地区公民館として他と比較して組織的、体系的な活動をしている旧野田川町を参加に、地区公民館活動を推進することを確認したわけです。もちろん旧野田川の活動がベストではあるとは思っていませんし、課題もあると認識をしておるところです。

そのため毎年開催されております京都府の公民館大会、北部地域の大会、近畿大会の研修会には、地区公民館の館長や主事、そして教育委員会職員も参加し、他の市町村のさまざまな悩みや成功事例などの取り組みを学び、与謝野町として公民館活動をどう推進していこうかと検討しながら進めています。

3番目に、自治会の規模も違う中で一律に進めることは無理があるのではないかのご質問です。公民館館長、主事会議の事業説明の中で、地区公民館活動推進モデル委託事業要綱の委託条件に、1講座当たり参加定員は10名以上と明記していますが、説明の中で私どもは講座開設で決してこの基準で集めなさいとか、規定のプログラムを強制してはおりません。あくまで目標で、地域に応じた人数やプログラムを考えていただくことをねらいとして、説明もさせていただいております。

先ほど言いました事例や踊りの練習でも大人ばかりでなく、たまには子供をも入れて取り組みれば、これはまた立派な世代間交流ですし、健康と趣味を兼ねてフラダンスをやる。しかし結果、2、3人しか集まらなかったから、それは講座ではないというような指導はしておりません。

ただ、今緊急の課題となっています青少年の健全育成や人権問題などは、やはり1年間のうちに取り組んでいただきたいと考えておりますし、そのため講師の斡旋やビデオ、プロジェクターなどは教育委員会で貸し出しをしてもおります。大きな自治会も小さな自治会も、それぞれ講座や教室の開設にはご苦労があるとは認識していますが、公民館活動推進の趣旨をご理解いただき、取り組んでいただければと思っている次第です。

次に、4番目の合併して1年半しかたっていないのに、早急過ぎるのではとのことですが、公民館活動の推進については、先ほど議員も冒頭で歴史を述べられましたように戦後の24年、社会教育法の制定とともにスタートし、活発な公民館活動がなされていたのですが、その後、40年代から停滞していた時期があり、再び公民館活動の活性化の推進が取り組まれるようになったのは平成に入り、生涯教育から生涯学習へという言葉が叫ばれ、生涯学習社会に入ったところだと思っております。そして経済状況が悪化し、青少年の凶悪な犯罪が発生する中、また地域の連帯意識の希薄化に加え、高齢化社会を迎え、また人は学校だけでなく生涯にわたって学び続けることが大切と言われるようになり、その地域の核の1つに公民館活動が注目されてきたわけがあります。

平成になってから全国的に活動の推進が進められたわけですが、旧町でもそれぞれ手法は違って、社会教育の柱として進めておられた次第です。決してすぐに横並びに公民館活動が活発に、全地区に広がるとは考えていませんが、少しでも多くの町民の皆さんに公民館活動の意義、大切をわかっていただきたいという願いで進めておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、5番目の物や金だけでなく人も入ってのことですが、そのとおりだと思います。職員も地域に入り、また地域の人材育成も大切な仕事かと考えております。また、役場では出前講座という取り組みをしております。教育の分野だけでなく、ごみの問題やその他のことでも活用していただけたらと考えております。

また、地域にも人材が豊富です。例えば貯蓄についてわからないし、だれにでも聞けないという声があれば、金融機関に勤めておられる方やOBがおられたら気軽に勉強会ができます。そんなことも、公民館活動としての取り組みができるわけであります。

次に、6番目のソフトとハードをリンクして考える必要があるがとのことですが、私ども教育委員会の立場は、公民館活動を推進することが任務であります。箱物については町が設置するわけですが、財政的にも限度がありますので、公民館建設については一定の基準が必要であり、決められたもの思っております。

次に、公民館建設ですが、1番目の新築、改築の場合の土地の件であります。

町内公民館の土地所有の実態は、民有地も存在する状況でありますし、民有地であれば所有者の移転、分筆や土地の問題について後々問題が生じ、困難なことが予想されますので、町有地とした方がベストだと考えております。

次に、町有施設公民館の電気、水道、下水道、備品購入の問題ですが、公民館活動を行っている町有施設公民館は、電気、水道料金や下水道布設、備品購入経費等を町が支援し、公民館活動を活発に進めていただきたいという願いからのことであり、決して差別化するものではありません。

以上、不十分ではあったかと思えますけれど、今田議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今田議員さんからのご質問の3点目、公民館に手厚くするのは、自助・共助・公助の精神に反しないか、町民が主役のまちづくりにつながるのかのことでございますが、野村議員の一般質問で教育長から答弁がありましたように、公民館活動は地域活動の拠点の1つとして、地域コミュニティ形成に大きな役割を担っております。

京都府においては山田知事が政策の見玉に、地域力再生を課題として取り組まれておりますし、新町まちづくり計画でも地域福祉、自主防災、地域安全などの面から、地域コミュニティ強化を掲げておりますし、また、私のマニフェストの中でも地域コミュニティ活動の支援を掲げております。

そうした状況の中で、地域コミュニティの確立を図るため、その核となる公民館の建設を町が支援し、また地元の皆さん方にも応分の負担をいただくことから、決して自助・共助・公助の精神に反するものではないというふうに考えております。

以上、簡単ですが、今田議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議 長（糸井満雄） 今田議員。

1 3 番（今田博文） それぞれご答弁をいただいたわけですが、まず1点目の趣旨や目的、あるいはねらいということで、教育長からご説明をいただきました。

全く私もそういうふうには思っております。ねらいや思い、あるいは目指すところというのは、

そういうところでいいんだろうというふうに思うんですが、そのことがやはりまだまだ浸透していない。公民館活動のモデル事業を推進されるに当たり、そのことも十分含めた上で、あるいは地域の皆さんや活動しようという方たちに十分に浸透しているのか、そのことがなされているのかなというふうに思っております。公民館の活動を進めることだけに、どうもとらわれているような気がしてならないわけですが、そこはモデル事業で、いろいろ旧加悦町の中でも手を挙げられた地域もあるわけですが、そこはどのように説明をされて、あるいはどういうふうな理解をしていただいとるというふうに思っておられるのか、そこが一番大事なポイントではないかなというふうに思っております。

質問の中でも申し上げましたように、旧野田川町はそうした素地、土壌というのがあるわけですが、旧加悦町には、岩滝町もそうでしょうけれどもないんですね。そういう活動をしようとした動きは一時あったわけですが、それがやはり地域に根を張るような、皆さんがそうだなと、公民館活動って大事だなと。目標や目的をここに持って、頑張らなあかんというところまで理解ができなんだということが進まなんだわけでありませう。

そういった意味から考えますと、もっとそのことを浸透させて理解をしていただいてから進めるべきだというふうに思いますが、そこはどういうふうに説明をされ、どういうふうに相手が理解をされておるか、また受けとめはどのようにされておるのか。説明をされに行かれたか、あるいは教育委員会の窓口に来られて、説明された場合もあるでしょうけれども、そこはどういうふうに理解をしておられるのか、お聞きしたいというふうに思います。

それから2点目、野田川町の制度を基本的に引き継いでおられるわけですが、それは答弁がありましたように合併協議で決めたんだということですが、それは仕方がないでしょう。3つの町が寄って、この公民館の制度というのは、こういう形でいこうということで協議をされて決められたわけですから、それはいいというふうに思うんですが、その次とその次になるんですが、人口や、あるいは世帯数が大きく違う中で、今言ったその理念を十分地域の人が理解をされて、そうして進められるのか。

そして教育長がおっしゃったモデル事業の委託条件、これが6つほどあるんですが、10講座以上の学習講座を開設し、1講座当たりの参加定員は10名とする。こういうふうにして書いてあるわけですが、今教育長の答弁で、そんなことはどうでもええんだと。もうちょっとゆっくりと言いますか、そんな10講座もしてもらわなくても2つでも3つでもいいんだということをおっしゃったけども、そうだったらなぜここに書かないのか。10講座と書いておきながら、10人以上と書いておきながら、2、3の講座でもええ、あるいは2人や3人でも、あるいは4、5人でもええということでは、つじつまが合わないというふうに思うんですね。条件ですから、委託の条件というのはきちっと書いていただく。その条件をクリアしたところがやはり制度に乗る、活動を推進する、これは当たり前のことなんで、そこはおかしいなと。なぜ書いておきながら、そういう説明をされるのかわかりません。

それから、職員さんの関係ですが、教育長も地域の中に職員さんが入っていくのは大歓迎だというふうなことをおっしゃいました。私は8月でしたか、福知山市の隣になるんですが、丹波市、あるいは篠山市に、この関係で少し勉強といいますが、行かしていただく機会がございまして、少しだけ勉強ができたかなというふうに思っております。

丹波市さん、あるいは篠山市さんと比べますと、規模もかなり違う、そしてやり方も違うということで、すべてが参考になり、すべてが私たちの手本になるというふうなことには、ならないんだろうというふうに思いますけれども、やはりやり方といいますか、人を入れる、その人件費も手当てををするということで、頑張っておられます。

今申し上げました職員さんを地域へ入れる、これは3人1組で入れられているそうです。自治会が300ほどある、公民館が300ほどあるということなんで、そのすべての公民館に与謝野町みたいな手当てというのができない。小学校区単位で、そのことを進めておられるというふうに聞きました。小学校区単位にしても25校区あるわけですから、かなりの規模であります。そこにコミュニティサポーターという方を地域で推薦をしていただいて、その方は9万5,000円、月にいただいておられます。これは週4日出勤であります。年間にしますと117万円、この手当を25の校区単位の公民館に手当ををして、そして事業推進をされておる。

そしてその校区の下に、与謝野町で言えば自治会の公民館、地域の公民館がずっとあるわけですが、それを統括した形で校区の公民館があります。そこにコーディネーターとして人を雇ってやっておられる、そして職員さんを3人1組でそこに配置をする。それは職員さんの希望を聞いて、そしてあの町は広い6町合併でしたか、面積が500平方キロほどあるかなり広い町ですので、旧町単位でその地域の公民館に希望を出して、3人1組で入るといふふうなことで体制を整えておられました。

そしてその職員さん、コーディネーターは、例えば勤務中にその公民館に関する会議なり重要なことがあれば、それは仕事を置いてというよりも、仕事の範囲でそれは認められておるといふふうにおっしゃっておられました。そうすると職員さんもそのことにかかりやすい、行きやすいという1つの状況、あるいは条件整備ができておるといふふうに思います。しかし夜だとか、あるいは土日というのはボランティアで、そのことにかかわっておられるというふうに聞きました。

こういった我が町からしますと先進事例といいますか、この町も合併されてまだ日が浅いわけですが、そういう素地があったというふうに聞きました。なぜできたんですかというふうに聞いたら、旧町時代からそういう素地があったから、そのことはできたんだというふうに聞きました。そのことで公民館活動、あるいは事業推進をされておる一環を見せていただきました。そしてキーワードは、「健康」「環境」「教育」なんですね。そのことでやはり地域づくりや事業展開を図っていただきたいということで、進められておられました。

こういった事例を勉強してまいってきましたので、一例を申し上げたいというふうに思いますけれども、やはり職員さんを地域に入れるということは、1つの参考になるのではないかなというふうに思っております。

それから土地の件ですが、町の土地にしておかなければ先々もめることがある、そんなことはないですよ。先ほど私は質問で申し上げましたように地縁法人化して、そこできちっと登記をしてるんですから、何ももめることはない。このぐらいのことはおあらかじめ見ていただいて、それは町有地と同じような扱いを、私はすべきだといふふうに思うんですね。そこに差をつけるというのはおかしいし、私はなぜかわかりません、それは。

ちょっと時間がありませんので、今のところの答弁をお願いします。

議長（糸井満雄） 答弁を求めます。

垣中教育長。

教育長（垣中 均） 今田議員の2問目のご質問にお答えしますけれど、非常にたくさんあったと思ひまして、メモはさせてもらったんですけれども、漏れておりましたらご指摘をいただきたいと思ひます。

まず、公民館活性化事業の趣旨が浸透しているかというご質問だったと思うわけでございますけれども、私どもとしましては、まず区長会で説明をさせていただき、そしてその際、疑問な点、それから活動を導入していこうという場合には、私どもの方に質問していただければ、いろいろ相談に乗らせていただきますという、そういう形で趣旨の浸透については努めてきたところでございますし、現在もそうしております。その中で手を挙げた地区がございます、仰せのとおり。それらにつきましても同じように、やりたいんだけど、どうしたらいいんだろうかという相談をされまして、その中で進めていかせていただきました。

長くなると、また問題でございますけれど、旧加悦地区で手を挙げられた温江地区、加悦奥地区でも同じことなんですけれど、温江地区の方が今まで文化部、それから体育部ですか、町の中にそうした組織を持っておられて、その部が中心になって、いろいろな取り組みをされてきたわけでございます。だから私どもとしましては先ほど説明申し上げましたように、それは立派な自治会活動であり、そしてそれそのものがやはり公民館活動ですと。したがひまして、それを移行してもらえば、立派に公民館活動がやれるんじゃないかというような形で説明をさせていただき、温江地区の場合はそれでスタートしていただいたと、そのように思っております。

それから旧野田川町の例の導入にかかわってのことでございますけれども、私どもが所管してまゐるすいゆる教育委員会関係で、どの自治体におきましても合併する際に一番悩んでおる点、あるいは困難の点は、学校教育の方ではないわけでございますが、社会教育の分野でございます。と申しますのは、その自治体それぞれの歴史と社会教育への取り組みがあるわけでございます。したがひまして、ある意味でいえばその取り組みは千差万別であります。そしてその取り組みも、失礼な言い方になるかもしれませんが、その程度において高低がございます。したがひまして、それを一律にならすということはできないわけでございます。しますとせっかく今まで取り組んでいたものの芽をつんでしまう、ある意味では自殺行為になるわけでございます。

したがひまして、今まで取り組んできているその事実をやはり尊重していく。そしてそれを基盤にして、さらに高めていってもらうと。これが私どもの合併のときの社会教育の扱いに対する考え方であるわけでございます。

したがひまして、先ほど旧野田川町の例のときに言いましたけれど、他に比べてみまして組織的、体系的な取り組みをしたのは公民館の活性化事業、先ほど今田議員が第1問の質問の冒頭で述べられたその歴史の中で、旧野田川の場合は地区公民館で取り組んできた歴史があるわけでございます。その意味で地区公民館が曲がりなりにも組織的、体系的に行われていたわけでございます。したがひまして私どもは、やはりそれを停滞させるわけにはいきません、先ほど申し上げましたように、さらに伸ばしていただかなければなりません。

それから行われていないところはこれを契機に、ペースの問題は別、テンポの問題は問わずに、やはり組織的、体系的な取り組みもしていただきたいというねらいで、私ども合併のときに調整

をさせてもらったわけでございます。したがいまして、どこがいいからそこまで急に引き上げよとか、そういうことではございません。

ちょっと余分になるかもしれませんが、合併の問題のときにこういう言葉がよく言われました。サービスは高く、そして経費は安くですか、いわゆる合併によって目指すところを引き下げるといふことは、これはしないという、そういう約束で協議がなされていたと私自身は理解しております。したがいまして、言えじゃあ進んでいるところを停滞させやという、そういう升かけはできないということをおっしゃっていただいたわけでございます。

次に、自治会の地区の大小の問題でございますけれども、大は大に、小は小に、ともに区の自治は行われているわけでございます。したがいまして、繰り返しになりますけれども、自治会活動、即、公民館活動という、そういう考え方に立っていただきましたら、小さい、大きいは余り関係はしないということはおっしゃるんじゃないかと思っております。

その次に問題になりますと、私どもの事業推進に当たっての基準でございますけれども、どうでもいいというような言い方はしなかったつもりでございます。あくまでもこれは目指す点だということをおっしゃっていただきます。当然、大小の自治会があります。先ほど例に挙げられました三河内のような地区もございますし、香河のような地区もあります。そうしますと、やはりその中でできることというのは、これは当然私どもはわかっております。したがいまして、その点については弾力的にとらえていただきたいということをお説明させていただきますし、そのように認識して講座を推進してもらおうと、そのように考えております。

それから、次に町の職員を館長だとか、それから主事だとか、あるいは本町におきましたら地域公民館の中に置いて、先ほどご紹介があったような、そういう公民館の組織体制づくりをということにかかわってでございますけれども、確かに多くの先進地におきましては、そのような配置がなされております。そして先ほど9万何ぼとおっしゃいましたですけど、手当につきましても非常に多く出されております。そして公民館活動を推進してきている例は、私ども視察に行き、うらやましく思っておった限りでございます。

その意味では、それが理想であるということは、昨日の野村議員のご質問の中でも触れさせてもらいましたけれども、やはり今合併により、また、けさほどの多田議員のご質問にもございましたけれども、いわゆる財政の健全化ですか、そして職員の適正化ということが課題の中で、私どものどから手が出るような話でございますけれども、涙をのんで指をかんだる次第でございます。

それから土地の件に関しましては、確かに議員さんご指摘のように地縁団体で自治会を形成されているところにつきましては、財産が保有をすることができます。しかし、すべての自治会が地縁団体になっているわけでもございませんし、先ほど言いましたように民有地の問題もありますし、そうした上げていけばいろいろな形での所有者の上に、現在公民館と称される自治会館等が建っていることも事実でございますし、そうしたことをいろいろ考えあわせていきますと、やはり町有の施設にするためには、上も下も町有にするのが、これが本来の姿ではないかと、そのように考えて話が出されていると私は理解している次第でございます。

以上、ちょっと饒舌になりましたけれども、お許し願いたいと思っております。

議長（糸井満雄） 今田議員。

13番（今田博文） もう時間が余りありませんので、ポイントだけ申し上げたいというふうに思いま

すけれども、大小、大きい自治区でも小さい自治区でも、それは変わらないんだということがあったんですが、その辺は弾力的にとらえて10講座以上、10人以上というのは目標なんだということですが、そうだったら先ほど申し上げましたように、ここになぜ書かれないのかということなんですね。目標だったら、ここに書かれたらいいんじゃないですか。ここには10講座以上の学習講座を開設し、1講座当たりの参加人員は10名以上とする。こう委託条件の中に書いてあるわけですから、そうだったらもう少しやわらかい表現にするとか、数字を入れるんならハードルを低くするとかされた方が、わかりやすいというふうに思うんですね。これを10講座、10人以上というたら、そんなことがまあ目標なんだということではわかりません。もっとはっきり書いたら書く、削るなら削る、どっちかにしていただきたいというふうに思います。

それから土地の件で、私は地縁法人化を区がして行って、そしてその中で公民館も位置づけるんだということの方が、自助、あるいは共助の精神に合っているというふうに思うんですね。そういった意味では、旧加悦町では地縁法人化された区というのはかなりあります。公民館活動を20館されて、25万円の500万円要ります、活動だけで。あと6館は要望、要請があればということですが、それで25万円の650万円要ります。電気代、水道代、下水道の接続、これの試算というのはできているのかどうか。私は1,000万円以上要るんじゃないかなというふうに思います。

それから男山の公民館の土地の整理というのはできているのかどうか。

町長の町が支援するのは当たり前、自助・共助の精神だけど当たり前ということなんですが、支援のし過ぎではないかということをおし上げたんです。

議 長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 公民館と位置づけられている中にいろんな形がございます。できるだけ町有地に、あるいは今あるものところに建てかえをいただくというのが、いいんじゃないかというふうに思いますが、見させていただけますとやはり昔のまま、整備もしてないものもございまして、やはりそれらをもし建てかえるときがあるとか、そういう機会があれば、やはり一定の整備をしていく必要があるんじゃないかというふうには考えております。

それから男山の件は、土地は整理できたかということですけど、これは整理はできております。区の方の所有であるという、そういう整理はできております、登記も。今のところ男山区、区が持ってるという、そういう整理はできてますけども、それを町有にするかどうかということについて、まだそれはできておりません。岩滝町の時代に敷地の登記簿上は、これは岩滝町になっておりますので、建物の登記というのについては、まだこれもできておりません。

議 長（糸井満雄） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時56分）

（再開 午前11時57分）

議 長（糸井満雄） それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

理事者の方につきましては、そこら辺の見解をまとめていただきまして、冒頭、答弁を願いたいと思います。なお、教育長につきましても、まだ答弁が残っておりますので、冒頭に答弁をお願いしたいというふうに思います。

それではちょうど12時になりましたし、ここで昼食休憩に入ります。再開は1時30分でございますので、ご参集ください。

(休憩 午前11時57分)

(再開 午後1時30分)

議長(糸井満雄) それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

上山議員と有吉議員お2人が、所用のため午後欠席という届けが出ておりますので、ご報告いたします。

それでは、午前中の今田議員に質問に対しての答弁を求めます。

まず、太田町長。

町長(太田貴美) 今田議員のご質問にお答えしたいと思います。

午前中、公民館の建設等にかかる負担割合の中の表を見てのご質問だったというふうに思いますが、町立公民館で町有施設の場合ということで、どういう場合が対象になる公民館なのかというところで、野田川地域全公民館と男山が入っていると、これはどういうことだというご質問だったというふうに思いますが、ご理解いただいたらいいのは、男山の施設も町が建設しております。そうした意味で町が建てた、町が所有している施設ということで、この部分については、そういう位置づけでここへ上げさせていただいているということで、あと加悦奥、加悦、あるいは金屋、温江、与謝につきましては、これは土地も建物も区が所有してられるということでございますので、そこでの区分けがしてあるというふうにご理解いただけたらというふうに思います。

それともう1点、男山の件についてですけれども、今、地縁団体の届け出の手続をされております。地縁団体の届け出というのは町で認可するという手続きを踏みますので、一定の町としてもその土地がどういうものであるかというふうなことについても掌握ができるというような位置づけから、男山につきましても上物も町が建てておりますので、町立公民館としての位置づけで対応はしていきたいというふうに考えております。

議長(糸井満雄) 垣中教育長。

教育長(垣中 均) 今田議員の午前中最後の質問につきまして、答弁をさせていただきます。

いわゆる公民館活動推進事業の1つの実施要項の中での基準の問題につきまして、今田議員さんご指摘になられますように、そうだったら書いとけということでございますので、今後につきましては、小さなそうした自治区等におきましては、その限りにあらずとか例外的に対応するという、そうした表記を入れさせていただくつもりでございます。

以上であります。

13番(今田博文) 質問したことに答えてもらってない。費用がどれだけかかるか。

議長(糸井満雄) そしたらちょっと今田議員、言ってください。

13番(今田博文) 25万円でしょうか。

議長(糸井満雄) 垣中教育長。

教育長(垣中 均) 大変答弁漏れで失礼いたしました。

公民館活動を推進していきますための経費にかかわっての質問につきましては、前回にございました。その注文でございましたので、担当の方が用意しておりますので、推進課長の方から答弁をさせます。よろしく申し上げます。

議長（糸井満雄） 土田推進課長。

教育推進課長（土田清司） 今田議員さんの電気、水道の概算ということのご質問だと思います。

それぞれ地区公民館、大きな公民館、小さい公民館がありますが、概算、18年度実績を見ても、電気代に関しては月額平均16万6,300円というふうになっております。トータルというんですか、全体の見込みからしますと399万1,200円、大体年間これぐらいの電気代が要るということでございます。

それから水道料に関してでございます。水道料に関しては、これも大小あるわけなんですけど、中央公、それから知遊館、加悦地域公民館を引いた数字でございまして、全部で21館ございまして、年間57万8,000円ほどの使用料という数字になっております。

以上でございます。

議長（糸井満雄） もう答弁漏れはありますか。

12番（多田正成） いや、ほんまはあるんですけど、もうよろしい。

議長（糸井満雄） これで今田博文議員の一般質問を終わります。

次に、9番、井田義之議員の一般質問を許します。

9番、井田義之議員。

9番（井田義之） それでは、一般質問をさせていただきます。

私は今回、大きく行政改革大綱中間案と町の抱える懸案事項と、これは私の思いですけれども懸案事項について、それからあと1つは学校の現状についてということで、大きく2つに分けて質問をさせていただきます。

まず最初に、行政改革大綱ですけれども、午前中にも質問がありましたように、私自身も行政改革大綱の委員さん9名の方、1年間しっかりやっていただいたなということを中間報告の中で感じながら、またその方々に本当にお世話さまでしたと言っておきたいというふうに思います。

と申しますのは、きょう質問させていただく内容につきましても、従来から私が質問しております内容が多々ございます。財政については、特にしっかりとやらなければならないということの思いながら、行革大綱の中間案を見せていただいて、ああ、これが本当の今後の姿をつくるための大切なことだなということを感じておりました。

そこで、まず最初に町長に質問をさせていただくわけですけれども、先ほども中間案だからということがありました。確かに中間案です。ただ、パブリックコメントをとられた中で、何らどうなのか反応がないということですし、また議会の中でも過日の全員協議会の中で、大きな意見はなかったというふうに思います。

といいますのは、最終的に答申が出される内容についても、ほとんどがこういう内容、今の中間案の内容であろうなという前提条件がまず1つあります。それから、この行革大綱の中で平成20年から24年の5年間に向かって、進めなければならない内容を書きいただいております。これは平成20年度の予算に、即反映しなければならない部分もあるということをお判断しますときに、我々として町長に質問させていただくのは本定例会だけだと。もう12月定例会のときには、既に町長の方から予算編成方針等が課長さん方に配られて、その中で予算執行は進んでいくという状態です。だからそういう意味を踏まえて、今回しっかりと町長からの考え方がお聞かせ願えたら、ありがたいなということでやっております。

ただ、この質問の中では、それこそ数字等はできるだけ少なくしたいと思いますけれども、ちょこちょこ出てくるので、その辺がわかりにくい部分があれば、お許し願いたいというふうに思います。

先ほど言いましたように、平成19年度の予算編成について太田町長は、18年10月5日、去年の10月5日に行革大綱、総合計画とも、現段階で内容はお示しできませんと。ただ、その中に盛り込まれるであろう行財政運営については、厳しいことが確実ですということで課長さん方に言われて、その中で19年度の予算が執行された。ところが今回、先ほどから出ておりますように5年間で20億円という、より厳しい数字が出ておると。5年間で20億円がどういうことかと言いますと、19年度の予算で、17年度からすると既に年間2億円ぐらいの削減をなされるような3月の財政シミュレーションを我々に示された。今回の行革大綱によりますと、それをなおかつ毎年2億円削減をしていかなければ、今後が成り立たないのだというのが、行政改革大綱の委員さん方の中間答申であります。恐らくこのとおりの答申が、最終答申でも出てくるであろうということは、先ほども申し上げました。

それを実施しなければならないことを、行革の委員さんもいろいろと指摘をされております。例えば歳入についても多く減っており。13年度から17年度にかけても、すごい減り方が大きいんだと。そして、それにあわせて歳出も当然減っていると。ところが歳出の減る中で、減らないものがあると。これは人件費と公債費だと。あとのものは減らしてつじつまを合わせておるけれども、人件費と公債費を減らさずにきょうの現状があると。そして地方債残高は297億円、基金は25億円しかない、こういう状態。そういう状態の中で、今後どうしていったらいいのだと。

もう1つ申し上げますと、経常収支比率についても指摘をされております。これも先ほどから出ておりますけれども、96%ということになっております。ことしは過日の提案説明の中で、93.9%と2.1ポイント改善されたということですが、これにつきましても類似団体のことがよく出てきますが、類似団体では85.3%という数字であります。やはりこれを見ますときに行革の委員さん方は、かなり厳しいことをやらなければできないんだということを感じながら、次のような提言を、いっぱいされてきたんだろうというふうに思います。

例えば行財政の計画期間は、先ほども言いましたように20年から24年の5年間で20億円を減額していくと。そして、こういうようにも書いております。「財政の現状や将来の見込みを勘案して、行政改革期間の5年間で約20億円の行財政効果を上げる。経常収支比率を90%以下に下げる。この2つを行政改革の大きな目標にして、健全な財政運営を行う必要があると考えます。これを実現することによって、将来にわたり政策的な経費を確保することができ、新たな住民サービスの対応が可能になると考えます」ということが書いておられます。

ただ、私はこれを逆に言えば、この改革を実行しなければ、従来の住民サービスの低下をさせざるを得んというときが来るということ、はっきり申し上げておきたいなというふうに思っております。

それから、ここに書いておりますように、そういう中で町民の方々からの要望はたくさんあります。それをどういうようにさばいて、どういうように実現していくのか。また、どういうような格好で、町民の方々に理解をしていただくのか。これについては町長の判断による部分が、か

なり大きいと思いますけれども、これをできるかできないかについては、私自身は合併特例債を、いかに有効に活用するかにかかっているのではないかなと。特に3町の一体感の醸成、これは行わなければならない新しい町の宿命であろうというふうに思っております。そのことをやるためには合併特例債をいかに使うか。

きょうも決算の追加の参考資料をいただきました。合併特例債のこれまで使うて分の使い道も明記していただいております。これも私自身は合併特例債というのは、もっともっと新しい町の一体感の醸成のために使うべきでないかなと。こういう細かい従来の継続事業に合併特例債を使って、財政的なつじつまを合わせるということについて、そんなんでいいのかなというふうに思っております。やはりもっともっと住民要望の中の大事なところを、めり張りをつけて町長に執行していただきたいなというふうに思っておりますけれども、その点についての町長の心構えを伺っておきたいというふうに思います。

それから、次に税の滞納についてですけれども、これも今与謝野町の滞納額というのは、すごい数字になっております。すごいというのは予算に対するパーセントですけれども、行革推進委員会の資料の中にも、13年度から27年度に93.6%だったのが92.7%に減り、特に今年度については、4億円近い未収があるというようなことで指摘をされております。これについては、やはりしっかりと滞納の対応を。過日も決算の説明の中で、町長が滞納対策特別委員会の本部を設置されて、その本部長として町長が当たられるということでございましたので、まずはそのことをお聞かせ願えたらなというふうに思っております。

次に、都市計画ですけれども、都市計画は私がここに書いておりますように、6月定例会でも取り上げさせていただきました。これについて私は6月定例会のときには、税の問題よりも3町の一体感の醸成という意味で取り上げさせていただきましたけれども、これは旧野田川町時代から私は言い続けてきました。やはり都市計画をしっかりと立ち上げて、その中で新しいまちづくり、10年後、30年後のまちづくりをどうしようにするんだということを、総合計画とともに都市計画をしっかりと立ち上げ、そしてまたそういう中で皆さん方から将来に向かっての税として都市計画税をいただいて、それを少しでも町財政の収入源に充てるということに、そういう方向にいてほしいなというふうに思っておりますが、これについても町長のご見解を伺っておきたいというふうに思います。

次に、小学校、幼稚園、保育所、この件も何回となく質問をさせていただきました。統廃合がいいのか、どういう方向がいいのかについてはわかりませんが、今、与謝野町の大きな財源の中で負担を抱えているというのは、この後、質問します庁舎問題もそうですが、やっぱり教育施設もその例外ではないと。教育施設についてはいろいろと異論はあろうと思いますけれども、そのことをしっかりと今後整理をしながらやっていかなければ、10年後、15年後に合併特例債なり、それから合併のいわゆるメリットがなしになったときに、本当にやっていけるのかなと、このままの状態。それまでにいずれかの方向性を出して、結論を出さなければならないというふうに思っております。

先ほど児童数がどうのこうのとかいう話がありましたので、そのことについてはもう触れませんが、ただ、多田議員の質問に対して町長は、そういうことを検討するための検討委員会を立ち上げてということをおっしゃられました。このことは私は前にも何回も言いました。そし

て町長は検討委員会を立ち上げて、幼・保・小を一体的に検討をしていただく場所が必要でしょうという答弁を以前にもいただいております。ただ、それがいまだにできてないというあたりで、やはりもう少し先に進んでいただけないかなと。この行財政改革の委員さん方も、この問題については時間がかかると。時間がかかるから早く立ち上げて、早く協議すべきだということによっておられます。それで待たないのことで、私といたしましては今回は目標年次、いつごろにそのことをしっかりとできるような目標年次を定めながら、その目標年次に向かって検討委員会をいつ立ち上げられるのか、立ち上げようと思っておられるのか、そのことについてお尋ねしておきたいというふうに思います。

それから、4番目に庁舎のあり方と職員の配置ということで上げております。これも3旧庁舎3つを使うておる関係で、職員の配置の問題もあるでしょう。いろいろとこれまでから多くの議員さんが質問をされておられますけれども、実質的には一歩も前進をしないというのが現状だろうというふうに思います。

ただ、これも先ほど言いました小学校の教育現場と一緒に、この問題が与謝野町の財政にとって、かなり大きなウエートを占めておると。先ほど言いましたように歳出が、ずっと5年間なり7年間で減っておる中で人件費が減っていないというあたりとあわせて、この庁舎の統合問題、また庁舎にかかわる人件費の問題、これについてはしっかりとした今後の方向性を出して、10年後にはもう一定の方向に向かって進めるようなことをしていけないと、5年たってまあまあ、10年たってまあまあと言ったら、与謝野町の財政は町長が言われます持続可能だと、また、福祉のまちと言われます福祉が、絶対できなくなるのではないかなというふうに危惧をいたしております。

それでここに書いておりますように、一歩ずつ現3庁舎を、まずは2庁舎にする。次に2庁舎を1庁舎にするというようなことを描いていただき、またその庁舎の中で10年後に230人が妥当なのかどうかわかりませんが、そういう職員の削減、それにあわせて町民からのいわゆる手助け、町民の理解、この辺をしっかりと今からやっていかなければ、突然にやることはできませんので、これについても何らかの格好の財政計画とともに、年次計画を立ててやっていただきたいなというふうに思っておりますが、町長の考え方を伺っておきたいというふうに思います。

次に、学校の現状と日本語ということで、教育長なり教育委員長にということで質問させていただいております。

けさの新聞でも、中教審で道徳教育云々ということが出ておりました。いわゆる学校のあり方について、中央教育審議会も一生懸命にやっておられます。その内容、細かいことがいっぱいあると思いますけれども、きょうはわかりやすく、その内容についてはもう触れないでおきたいというふうに思います。

ただ、1つ1つは触れませんが、従来のゆとり教育を見直さなければならないということ、それから前回のときにも徳育の問題を谷口議員がやられましたけれども、いわゆる徳育、日本の心、その辺をどうしようにしてやっていくのかなというのが、中教審の審議の中でただ出てきておるといふふうに私は自身は感じておりますし、私自身も日本の古い文化、これはやはり日本人として継承していかなければならない、必要最小限の部分だといふふうに思っております。

そんな中で簡単に聞かせていただきますのは、私も長いこと学校に行かない期間があつて、次、学校に行ったら教壇がなしになっていたと。これはいつごろからなしになっておるんですか、なぜなしになっておるんですかということをお尋ねしたいというふうに思います。

ここでも私はきょう1段上に上がらせていただいて、今こうして質問をさせていただいております。学校でも私らの子供の時分には先生は1段上におられて、我々が発表するときには1段上がって、そこで緊張感を持ちながら、また一生懸命になって発表し、また下に下りて先生の話の聞くという状態でした。これが先生と生徒の関係だろうというふうに私自身は思っております。それで、このことについてお尋ねしたいというふうに思います。

それから2番目に、男女混合名簿はいつからなんですかということをお尋ねしたいというふうに思います。これもいつからこうなったのか、私自身はわからん間になつたんですけども、その必要がなぜあるのかということが、私自身にはわかりません。そしてここにも書いておりますように、恐らく学校には男女混合名簿と男女別の名簿があるんじゃないかなと。

といいますのは、体育の時間とか保健の時間だとか、いろいろな時間には男女別の名簿を先生方は使われとると思うんです。そうしなければ、混合名簿で何もかも一緒にできませんので。ということは、先生は二重の苦勞をされておると、混合名簿と男女別の名簿と。だからそのことがなぜ必要なのか、私にはちょっとわかりかねますので、教育長なり教育委員長の方から教えていただいたらありがたいなというふうに思います。

次に、3番目の上げております子ども、「ども」を平仮名の表示になったのはいつからなんでしょうかということ。また、その理由はなぜなんですかと。私は子供は漢字で書くんですけども、その漢字については間違っておるんでしょうかなということをお尋ねしたいという意味で質問させていただきまして、1回目の質問を終わります。

議 長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 井田議員の行政改革大綱中間案と懸案事項のご質問にお答えいたします。

ご質問の1番目、行政改革大綱中間案と懸案事項の1点目、財政の答申内容は実現可能かとのことでございますが、今回の行政改革大綱中間案を拝見させていただきますと、目標は平成20年度から24年度までの行政改革期間に行政改革効果は20億円程度、その間に経常収支比率を90%以下にすることになっているようでございます。私が選挙で掲げましたローカルマニフェストでは、経常収支比率は95%以下を掲げており、これと比べても非常に厳しい目標でございます。また、行政改革期間に20億円程度の効果となると、年間平均約4億円の行政改革創出となりますので、一般会計予算規模が103億800万円、これは平成19年度の当初予算でございますけれども、これをベースに考えますと、こちらの数値も実現すれば、住民にもかなりの痛みが伴うこととなり、困難に思えるほどの数字であるというふうに感じております。

しかしながら、現時点では行政改革大綱の答申は受けておりませんので考え方を申し上げておきますと、厳しい数字であることとの認識を持っておりますし、答申後にはどのような方策をとれば目標を達成することができるかを検討させたいというふうに考えております。今後、具体策を検討し、たたき台として作成できれば議員の皆さん方のご意見を伺いたいというふうに考えております。

次に、めり張りをつけた予算編成が必要とのことですが、行政改革大綱中間案によりますと、行政改革大綱は平成20年度からスタートすることになっているようです。また、本町の10年間の進むべき方向性を定める総合計画の策定を現在進めております。そうしますと来年度の予算編成から行革大綱を尊重したり、総合計画の方向性に配慮した予算編成を行う必要があるというふうに考えております。

すなわち、これまでの先ほどおっしゃったような18年度、19年度の予算編成以上に、スクラップ・アンド・ビルドによりますめり張りをつけた予算編成をすべきであるというふうに考えております。

既に、平成19年度当初予算における事務事業の再検討を、職員によるまちづくり及び行政改革推進本部会で実施いたしました。まだまとめ切れてはおりませんが、先ほどの行政改革の推進に向けての具体策策定にあわせるとともに、新年度の予算編成でもこれを考慮して、住民ニーズに合った事務事業を選択していきたいというふうに思っております。

税等の収納対策につきましては、昨年12月に年末特別徴収体制、本年5月には年度末特別徴収体制をひいて、税等の特別徴収対策を実施いたしました。ある程度の徴収効果は上がっており、今後もこの体制を継続していきたいというふうに考えております。また、京都府と府内市町村によります税務事業の共同化が既にスタートしており、一部の税務課職員につきましては、府と市町村の身分の併任という形で、既に徴収事務に当たっております。

今後につきましては、徴収事務のノウハウを府職員から取り入れ、徴収強化を図っていきたいというふうに考えておりますし、さらに課税事務の共同化を図り、税務事務の効率化を進めていきたいというふうに思っております。

次に、2点目の都市計画についてでございますが、現状は野田川地域や加悦地域は都市計画区域外となっており、与謝野町全域の指定を行うには、今後この地域の住民の皆さんとの合意形成を十分図りながら、進めていかなければならないというふうに考えております。

都市計画区域を定めるには、与謝野町全域の総合計画の策定と、それに基づく土地利用計画を決定する必要があります。土地利用計画は、今後農地として利用していく区域、市街地として整備する区域というように、町全体の将来像の青写真となるものでございまして、この土地利用計画の中で市街地として整備していく地域について、都市計画マスタープランを策定していきたいというふうに考えております。

都市計画税につきましては、都市施設の整備を進めていく上には、どうしても財源が必要となってきますことから、今後、都市計画税の賦課につきましても検討を早める必要があるものというふうに考えておりますが、税の問題についても都市計画区域の指定に大きく影響してくることから、住民の皆様と十分議論する必要があるというふうに考えております。

次に、3点目の小学校、幼稚園、保育所の統廃合の目標年次につきましては、井田議員がおっしゃるとおり小学校、保育所の統廃合は待ったなしの課題であるというふうに認識しております。また、行政改革推進委員会が策定されました行政改革大綱の中間案を拝見させていただいた中でも、小学校、保育所、幼稚園を含めた統廃合を検討するために、すぐに住民も含めた委員会を立ち上げるべきであるというふうにされております。この問題は本町としても最重要課題の1つであり、住民の皆様のご関心も非常に高い問題であるというふうに考えております。

一方、井田議員はこの問題は行政主導で行うべきであるというふうなお考えですが、関係します地域や団体など、さまざまな意見や利害関係が生じると思いますので、慎重に取り扱う必要があるというふうに思っております。また、住民や行政にとっても多くの時間や労力が必要であるというふうに認識しておりまして、早期に着手すべきことについては、繰り返しになりますが異論はありません。

ただし、今進められております総合計画の策定作業や、今回の行政改革大綱の策定作業で、まずもってご議論いただくべきであるというふうに考えております。今回、行政改革大綱の中間案でこの問題が提起され、また、これから総合計画の中でも一定の方向が出てくると思っておりますので、それぞれの答申を受けて行動を起こしたいというふうに考えております。

なお、目標年次、方策などにつきましては、まずは行政主導ではなく、検討委員会にゆだねたいというふうに考えております。

4点目の3庁舎を2庁舎、そして総合庁舎へと年次目標を設定すべきとのことですが、庁舎の問題につきましては、喫緊には野田川庁舎の老朽化への対応が課題であるというふうに思っております。野田川庁舎につきましては、これまでも述べておりますが、北庁舎を除き近年中に廃止していく方向で考えております。時期的には税務業務の京都府との共同化の進展に合わせて、税務課の体制を見直していく必要がございますので、その体制変更を機に税務課と住民環境課を他庁舎へ移転できないものかというふうに考えております。その後、岩滝庁舎、加悦庁舎どちらかで統合し、総合庁舎にすることについては議論の余地があるというふうに考えます。

しかし現状では、職員の収容数の問題があります。今後、十数年をかけて職員を削減していく中で組織体制を見直し、また、社会情勢や財政状況などを加味しながら、どちらかの庁舎を増設するなどして一本化に検討する時期がくるかもしれませんが、現時点では目標年次は持っていません。

なお、岩滝庁舎、加悦庁舎以外の場所に、総合庁舎を新たに建設するということは考えておりません。それより小学校、保育所等の統廃合や、その他の懸案事項などに重要な財源を使うべきであるというふうに考えております。

以上、井田議員の1回目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

議長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 井田議員の質問、委員長か教育長かということですが、教育長の私の方から答弁をさせていただきます。

まず最初の教室に教壇のないのはいつごろからか、その理由は何かということですが、議員お尋ねの教室から教壇がなくなった時期ですが、いろいろ調べてみましたが、記録してはっきり記されたものがないのが実情です。したがって、私の教師であったころの記憶と聞き取りによる答弁となりますが、ご容赦ください。

あくまで私の記憶ですが、戦後の教育がスタートして25年が経過した昭和40年代の半ば、後半のあたりではないかと思っております。当時は高度経済成長の華やかなりしころで、そして一方、校舎の老朽化が進みまして、木造の校舎から現在の鉄筋コンクリートの校舎へ、改築が盛んに行われていました。この時期に教壇がなくなったものと思われます。

また、教壇がなくなった理由とも関係しますが、当時は自由思想のもと、一人一人の考えを大

切にしようとの社会全体の考え方が強く反映され、教育、あるいは指導のあり方にも大きく影響を及ぼしたところと記憶しております。

具体的には、戦後の教育の流れの中でずっと続いていた、ややもすると押しつけになりがちな教師主導の一方通行の教授主義の学習形態から、児童生徒の自主性を尊重した、みずから学ぶ学習形態を重視する考え方が大きく影響していたように思います。つまり従来の教壇からの指導、いわゆる教授スタイルから、個に応じた指導の重視、そのため教師の机間巡視により指導の充実、さらに児童生徒の討論形式の授業形態の導入等が、教室から教壇を取り除いた大きな理由ではないかと思えます。また、児童生徒の学習活動が十分に行えるよう教室スペースを確保すること、あわせて児童生徒の安心・安全、危険防止という面からの配慮もあったと思えます。

以上、根拠は明確ではありませんが、教室から教壇がなくなった理由として、このような点が考えられると思っております。

次に、男女混合名簿はいつごろからか。その理由は何ゆえかという点についてでございますけれど、議員お尋ねの男女混合名簿はいつから導入されたかということについてですが、今から約10年近く前にさかのぼります。小中学校では平成11年ごろ、高等学校におきましては小中学校より3年ほど早く平成9年ごろから導入され、現在に至っております。

次に、男女混合名簿導入の理由についてであります。1994年、平成6年の第49回国連総会において、人権教育のための国連10年が決議されました。このことは議員の皆様もご存じのとおりでございます。その後、世界的な動きの中で、日本においても1986年、昭和61年の男女雇用機会均等法の制定、また、1999年、平成11年の男女共同参画社会基本法の制定など社会的な大きな流れを受けて、男女平等の理解と認識への高まりの中で、また、人権教育のための国連10年の中でも、男女平等のための教育の必要性が課題の1番目に上げられていることもあって、学校現場においてもさまざまな状況判断のもと、混合名簿が導入されたものと認識しております。

性差別をなくするためには、このことは大人の社会だけでなく、子供たちの世界でも非常に大切なことであることは言うまでもありません。学校等においても、もちろん男女混合名簿を使うだけで男女平等になるわけではありませんが、授業や行事などの子供たちの教育活動のあらゆる場面で、人権の視点を大切に取り組む必要があるとの考え方から導入されたものであります。

したがって、先ほど申し上げたところではあります。このような社会的な背景のもとで、学校でも男女平等社会の第一歩を踏み出すということから、混合名簿を使用するという措置がとられたと理解しているところです。

とは申しまして、現在学校では身体計測等において名簿を使用する際、用途に応じて男女別の名簿も作成し、使用している状態があることも事実であります。

次に、漢字の「子供」が「子ども」という表示になったのはいつごろからか、また、その理由は何か。正しい日本語、漢字の子供は間違っているのかというご質問でございますけれど、初めに、子供の言葉の成り立ちについてですが、国立国語研究所は、もともと「供」は複数であらわず接尾語で、子供は子の複数形だったのであります。それがだんだん大人の対義語、大人に対して子供と、小さい子という意味ですね、対義語になり1人でも子供と呼ぶようになったと説明しております。それが明治以降になると、ほとんどの国語辞典で漢字だけの子供が使われ、定着し

ていったようでございます。

では、いつごろから、なぜ漢字だけの「子供」が「子ども」、「子」が漢字で「ども」が仮名になっていったかを調べてみますと、いろいろな説があるようですけれど、その中で一番有力だと思われるのは1952年、昭和27年ですか、日本子どもを守る会の設立の際に、教育評論家であった羽仁説子氏が「子ども」という表記を提唱して以来、教育会、出版界、言語学会、法曹界などへ広がり、現在に至ると言われているようです。その表記の理由といたしましては、「供」とは従者、付属品の意味なのに、「子ども」と表記すると大人の従者、添え物でないという意味を波及させたかったようでございます。

同じように、文部科学省の財団である子ども文化研究所なども、子どもは大人の添え物ではないというので、漢字の「供」という字はふさわしくなく「子ども」が望ましいという立場をとっているようでございます。

なお、現在の文部科学省の刊行物では、「子供」と「子ども」のどちらの表記もみられます。しかしながら学習指導要領の中、あるいは解説書では「子ども」、また学校現場においては「子」は2年生で学習し、「供」は6年生で学習するため、小学校においてはほとんど「子ども」という表記で教えているし、使用しているのが現状でございます。

さらに直接公共機関ではありませんけれども、新聞放送関係では早くから「子供」使うということになっていたそうですが、記事の内容、文書のニュアンスなどから「子ども」を使用している記事も多いようでございます。

したがって、現在のところ「子供」「子ども」のどの表記が正しいか、間違いなのか、法令等で公的に決められたものではなく、実際に使用されているのが実態ではないかと思えます。そしてその中でも広く一般的に使われているのが、「子ども」であると言えます。

以上、現在のところ「子供」「子ども」のどの表記が正しいか、間違いかということは、一概に指摘できないというのが、私の認識でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 大変厳しい財政だということを少し申し上げながら、再度質問をさせていただきたいというふうに思いますが、この間、実質公債比率、私はまだ起債制限比率の方が言いやすいんですけども、実質公債比率ということで最近は出ております。

京都府の町村のが出ておりましたけれども与謝野町が16.4%、そして伊根町が16.7%、私は伊根はもっともっと悪いと思っておりましたら、伊根町が与謝野町と0.3ポイントしか変わらないということで、ちょっとびっくりをしたんですが、この16.4という数字についてもかなり厳しい。そして府の平均ということが言われますけれども、これも府の平均を基準にすることが正しいのかどうかというと、私自身はそれに甘んじてはならないというふうに思っております。

そういうようなことですが、実際にはこの間も監査委員さんの指摘の中で、経常収支比率ですが、これについても今年度は先ほども言いましたように、93.9%とよくなったということなんですが、これも昨年の決算のときに申し上げましたが、この中に書いておられます経常一般財源に、結局減税補てん債、それから臨時財政対策債、これを加えると経常収支比率は

100.6%ですよということが、監査委員さんが指摘をされております。この辺のところもしっかりと踏まえた中で、今後の財政計画を。厳しいのはよくわかるんです、厳しいのはよくわかるんですけれども、中途半端なことでやっていくと、先ほども言いましたように今後がなお厳しくなるのではないかという懸念があるということだけは、しっかりと頭に置いていただきたいというふうに思います。

それから徴収率の件についても、これは行革の委員さんですけれども、徴収の専門家を雇うたりということをおっしゃられます。私も前からそういうことを言ったこともあります。やはりその辺のところをしっかりと、町長が本部長になっていただくのはありがたいんですが、近隣の徴収率を見ても与謝野町は悪い、それは宮津市よりもちょっとええと言えればそれまでなんですが、悪いわけですね、その辺のところもしっかりと。国保税の場合は宮津市より悪いんですか、与謝野町は78.9%、宮津市が81.6%、伊根町は100%、宮津市よりも悪いですね、国保税については、その辺のところもしっかりとさせていただきながら、対策を考えていただきたいというふうに思います。

ただ、決算の審査委員会の中で、徴収率がアップしておる分があると、わずかですけどもアップしていると評価したいということも言っておられます。これはどういうことでアップをしたのか、その辺のところもしっかりと調べていただいて、こうすればアップするんだというあたりをつかんでやっていただかなければ、ただアップしたからというて喜んでおるだけではだめでないかなと。やっぱりアップをしてほめていただいたら、その分を頑張っておってやっていただくということにさせていただいたらありがたいなというようなことを、申し上げておきたいというふうに思います。

それから不納欠損ですけれども、先ほどいただきました資料の中でも、結局1,200万円の不納欠損があるわけですね、1,253万9,000円の不納欠損が、平成18年度の決算で出てくるわけです。その前も大体1,000万円ぐらい、ずっと不納欠損が出ております。この不納欠損をいかにしてなしにするか。それから逆に言えば、私は不納欠損をしななければならない、どうしても国保はもう無理なんだという方については何らかを考えることも、不納欠損なり未収にもっていくんでなしに、不納欠損で落としてしまうよりも、そういう救済に使うというのも1つの方法やないかなというふうに思います。法的にできるのかどうかわかりませんが、単純に私はそういうふうに感じますので、この辺もしっかりと協議をしていただいたり、勉強をしていただくとありがたいなというふうに思います。

それから職員の補充についても、いわゆる正職員のやめた後とか不足の分について、行革の委員さんもいろいろな方法が、民間の人材派遣会社から期間限定のスペシャリストを求めるなど、生え抜きの職員と人材派遣社会のスペシャリストを切磋琢磨させることも検討すべきだということをおっしゃられます。この辺もやっぱり今後15人やめたから半分は採用せんならんといをことではなしに、それこそ10年後、20年後のことを考えたときに、人間のランクが開くのも心配ですけれども、それより今の財政の方が、10年後の財政のことをしっかりと、財政の方を優先していただきたいなというふうに思います。

それからラスパイレス指数も当町では92%、宮津市が90%、伊根町が90%、京丹後市が89%、この辺もやはり検討していただく必要はないかなというふうに思います。

以上のようなことを申し上げながら、再度の答弁を求めたいなというふうに思います。

次に教育長、もっと財政の方を聞きたいんですけども、教育長にちょっとお願いをしたいというふうに思います。

先ほど言いましたように中教審ですけども、結局、古い方にとえばそれまでなんですけれども、やっぱり古きを訪ねて新しきを知るというのか、古い中でも新しい、今求めなければならぬ、そのことがいっぱいあるということで、中教審も悩んでおられる部分がいっぱいあらへんかなというふうに思います。

教壇の問題についても危険だからというようなことは、教室の中で走り回る方がよっぽどおかしいんですね。教室の中はそんな壇があって危険だなんて、教壇の1つが危険だなんていうことは考えられない。そんなことを理由の1つに上げられた、そんなことはもう考えられないということです。

教育長は男女差別ということを言われました。私は男女の差別はする必要はないと、したらだめだと、だけど区別は必要だと。例えばオリンピックでいろんな競技が行われます、いろいろなスポーツ、ほかにもいろんなところでやっぱり男性、女性というのは区別をされております。この辺のところを考えると、二重名簿でやっぱり教育をやらんならんなかなと、そんなことはおかしいやないかなというふうに感じております。

それから子供ですけども、子供の「供」、いわゆる日本子どもを守る会の方が言われたの、これが私は一番正しいんだろうというふうに聞かせていただきました。

ただ、これについても日本の文化を否定するようなところが、ちょっと私は感じられんです。といいますのは、漢字については慶応、明治、大正、3人の時代に3人にわたってかなり漢字の検討委員会を、時には学者の人は、もう英語を使うたらいいんだと、アメリカに追いつくために英語を使うたらいいんだというようなことも言われたとも聞いております。だけどそうやなしに、そういう中で今の日本の伝統を守るために、そういう文化、漢字が残ってきたんだというふうに思いますので。やっぱり新聞紙上でも、最近「子供」と漢字を使っている記事もあります。そういうように何もこだわらなくてもいいんかもわかりませんが、そういうことがすべてやないかなと。

例えば慣用句でも、この間も新聞に出ておりましたが、「役不足」「流れにさお差す」「気が置けない」「ぞっとしない」「やおら」、この辺の言葉の意味がわからん子が、わからん大人が半数おるということが出ておりました。やはり日本の言葉はしっかりとしてほしいなというふうに思います。

それからもう1つは、この間も国際陸上で感動を与える、感動をもらうということをアナウンサーやらいろんな人が、選手も言うておりました。この間、中学校の体育祭でも、感動を与えたいというようなことが子供の中から出ておりました。感動なんていうのは、与えたりもらったりするものではないというあたりが、学校の教育でできてないなというふうに思いました。やはりしっかりとした言葉を使うことをやっていただきたいなというふうに思います。

時間がきてしまいましたんで、ちょっとあれなんですけど、教育長に教育勅語をやる言うったんですけど、教育勅語は時間がありませんので。

これは前に野田川でも言われました。先ほどから検討するとか、進めるとか、いろいろと協議

をすとかいう言葉があります。国会のノウハウということで、高校生の教科書か補助資料かわかりませんが出ております。前向きにというのは、遠い将来に向かって何とかなるかもしれないという、やや明るい希望を相手にもたせる言い方、鋭意というのは、明るい見通しはないが、自分の努力だけは印象づけたいときに使う、十分というのは、時間を十分稼ぎたいということ、努めるというのは、結果的には責任をとらないこと。検討するというのは、検討するだけで実際には何もしない。

議 長（糸井満雄） 時間になりましたので、まとめてください。

9 番（井田義之） というようなことで、こういう答弁が最近使われるということは困るんですけども、1つは、教育現場でこういうことを教えるということ自体が、私は大きな問題だということをおっしゃっていただいて、私の質問を終わります。答弁があれば、いただきたいというふうに思います。

議 長（糸井満雄） 答弁ありませんか。

太田町長。

町 長（太田貴美） 教育長の方はないかもわかりませんが、私の方は答弁をさせていただきたいと思っております。

井田議員さんがおっしゃるように、本当に財政が厳しいということはもう重々承知もしておりますし、こうした状況の中で何とか、いつも申し上げているように、持続可能なそういう町になるような町政ができないかという、そのことを必死に日々職員全員で考えているわけでございますけれども。

確かに公債費比率が高いと、これはもうどうしても旧町のときに抱えております借財を、返還していくというか、返済していくローン返済金でございますので、まけてくれ言っても、まけてもらえんものがございます。確実にやはりそれらの数字も把握した中で、今後そうした借金をふやさない方法というのを、前に向かうには、そういうことを考えていかなければならないでしょうし、人件費にしましても、いろいろと職員の数のことが出ておりますけれども、何も非がないのに、あなたはあすから来なくてもよろしいなんていうことが、特に公務員の場合にはできない。

そういう状況の中で、やはり今ある職員が力いっぱい頑張ってくれるような方法を考えることが、結局は財政に大きな形で影響してくるのではないかとこのように思っております。

ですから量のことでもですけど、やはりここは質を考えてのことが大事だと思いますし、そうした中で、職員が退職するから半分入れるんだというような、そんな安易な考えで職員を募集して、入ってもらってるわけではありませ。やはりだんだんこういう状況になってきますと、職員一人一人のスキルと言いますか、能力、あるいは資格、そうしたものが完全に必要になってくる、専門性が必要性が出てくる。そうした場所と言いますか、仕事がふえてまいりますので、そうしたことを考えながら、少ない人数で、どうすればお互いが健康を損ねることのないような形の仕事をできていくかということも、これは大事な町を預かる者としての責任もございまして、そうしたことを考えながら、ぎりぎりのところでやっていかなければならないなというふうには十分理解もしております。

それから実質公債費比率というか、特別会計等も含めた全部の財政の中での検討ですけれども、住民の要求というよりも、やはり安心・安全なまちをつくっていくためには、やはり水道のきち

つとした安心な水の確保をする水道会計、あるいは簡易水道。それから、下水でもそういう必要がございます。やはり必要最小限、どうしてもしなければならぬことを、やはりきちっとした財政計画をもっていく中で、できるだけそういう公債費比率の上がないような形の財政運営をしていく必要があるかというふうに思いますし、いろいろおっしゃっていただいたのは、そうした厳しい財政の中で、きちっとした健全な財政が保てるように頑張れという、そういう意味合いも含めてだというふうに思いますし、20年度の予算編成に当たっては、それらを肝に銘じた形で、先ほど申し上げましたようにスクラップ・アンド・ビルド、メリ張りのあるそうした予算編成を今からでも、もう既に入っておりますけれども、そうした姿勢で臨んでいきたいというふうに考えております。

議長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 先ほどの男女混合名簿の中で、私が差別だというふうに答弁したとおっしゃられたと思うんですけど、そのようなことを申し上げてはいないと思うんです。

いわゆる差別という言葉を使わせてもらいましたのは、「性差別をなくするためには、このことは大人の世界だけでなく、子供たちの世界でも非常に大切なことであるということもありません。学校においても、もちろん男女混合名簿を使うだけで男女平等になるわけではありませんが」というふうに答弁させてもらったはずでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから子供の表記の問題についてですけれども、結論のところから言いますと、何が正しいかわからんということをおっしゃっておりますけれども、そこまでちょっと調べることができなかったわけですけれども、現在、告示で示された表記の仕方全体からいきますと、それを忠実に実行していると申しませうか、書いているのが教科書でございます。それと新聞でございます。新聞は今告示された表記の仕方です、ずっとやっております。

それと古いものだってというお話がございました。確かに日本の伝統的なよさ、あるいはよいものという意味では、教材等におきまして復活と申しませうか、再度見直されて取り上げられていっております。いわゆる小学校や中学校の音楽の中に、いわゆる文部省唱歌としてみんなに親しまれてきた唱歌なんかもまた登場してきておりますし、ある意味ではそうした日本の伝統的な文化、その中ですぐれたもの、愛されたものというものを、また採用していっていることも事実でございます。

それから英語教育が小学校からという話の中にあるときに、やはり母国語、日本語の大切さということについて指摘した例、叫ばれているのは議員さんご案内のとおりでございます。

以上でございます。

9 番（井田義之） 終わります。

議長（糸井満雄） これで井田義之議員の一般質問を終わります。

ここで本会議の初日の日に緊急質問が出されておりました旧岩滝町の年金着服問題についての報告を求めていきたいと思ひます。

なお、廣野議員の一般質問の中でのETCの関係についても、追加説明をしたいという申し出がございましたので、あわせて報告を求めていきたいと思ひます。

5分休憩してほしいという申し出がありましたので、10分休憩したいと思ひます。約10分、

50分まで暫時休憩します。

(休憩 午後2時40分)

(再開 午後2時50分)

議長(糸井満雄) それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議事の取り扱いといたしまして、一応、今、一般質問が終了したところでございますので、引き続き一般質問の関連の説明を、ETCの関係で補足説明がしたいということでございますので、それをまずお受けしたいというふうに思います。

それを受けました後に、その他の項といたしまして年金問題についての報告を求めていきたいと、このように考えておりますので、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長(糸井満雄) そういう取り扱いをさせていただきます。

それでは太田町長、お願いします。

太田町長。

町長(太田貴美) ETCの問題ですけれども、廣野議員さんのご質問の中で、わからないというふうなお答えをさせていただいたんですけれども、その後、副町長の方から府のホームページで検索してもらいますと、そこに出ておりました。丹波綾部道路及び綾部宮津道路におけるETC設備について、建設維持管理コストの縮減の見通しが立ったことから、国の無利子貸与制度を活用して整備を推進するというふうに出ておまして、この設置箇所につきましては、当面は和知、綾部安国寺、舞鶴大江、宮津天の橋立の各インターチェンジということですし、丹波和知区間は、道路整備の完了に合わせて設置するというところでございます。

そして実施主体につきましては、京都府の道路公社がやるということで、なかなか府の方からの情報がなかったというのは、公社の方に尋ねればよかったかなと今反省しておりますけれども、そういうことでございます。

以上、報告とさせていただきます。

それから予算額につきましては、まだ出ておりませんので、額については今のところわかりません。ただ事業として、そういう京都府が国の有料道路整備資金融資債務保証費という形で、事業名が上がっておりますので、ご報告をさせていただきます。

議長(糸井満雄) それでは、ここで旧岩滝町の年金着服問題についての報告を求めていきたいと思

います。

それではお願いいたします。

太田町長。

町長(太田貴美) 旧岩滝町における年金着服事件につきまして、9月6日の本会議で調査報告をお約束しておりましたので、以下のとおり調査結果を報告いたします。

なお、旧町時代のことは申せ、皆さんに大変ご心配をおかけしていることにつきましては、本当に申しわけないことだというふうに存じます。

まず初めに、繰り返しになりますが、今回の報道に至った経過を申し上げますと、9月6日の議会で福祉課長、副町長からご説明を申し上げましたように、8月7日、総務省年金記録問題検証委員会からの指示として、京都社会保険事務局から過去における職員及び徴収関係団体等によ

る年金保険料の着服事案について可能な限りさかのぼって調査し、8月14日までに報告するようというふうな照会がございました。その取りまとめの結果を国が報道、対応したものでございます。

この間、担当の福祉課では、合併前の出来事であり、旧町の状況把握は困難と判断し、旧町ごととに該当の有無について照会をしたところ、旧岩滝町で40年前に該当の事案があったことが判明し、岩滝地域振興課において引き続き過去にさかのぼって調査をした結果、一部の書類は確認できましたが、40年もの前のことであり、報告期限までには詳細調査が完了しなかったことから、新聞では着服金額が不明と報道されたものであります。

以降、岩滝地域振興課において継続して調査を行いましたが、当時、勤務していた職員もいない中で、内容の把握に時間がかかりましたものの、書類の精査を行うとともに当時に事務整理に奮闘された元の職員の方々などにもご協力をいただき、ようやく全容の解明ができましたので、その内容をご報告申し上げることとしたものでございます。

事件の概要は、昭和42年ころに岩滝町経済厚生課国民年金係の男性職員が、被保険者から徴収しました国民年金の掛金等を着服したもので、これらの大半は納められた年金掛金をこの男性職員が預かり、本来ならその現金で収入役から年金印紙を購入し、印紙で納入処理をしていく事務の流れの中で着服したものであります。また、一部に個人が受け取るべき年金給付金の着服もありました。これらは京都府から被保険者宅へ送付された督促状が発端となりまして、発覚したものであります。

着服の額は36万6,720円であり、400名分であります。以上の結果は事件の発覚後、後任の事務整理の担当となった職員が、未納の被保険者宅を全戸訪問して調査するとともに、徴収委託をしていました婦人会の台帳、町の台帳、京都府の台帳の相互の照合を行って、額の把握に努められた結果であります。

その内訳ですが、年金掛金にかかるものが398名分で31万1,320円、個人が受け取るべき母子福祉年金、母子年金の給付金が2名分で5万5,400円となっております。この額につきましては不明金が判明するたびに本人に確認し、着服した金額は当時既に本人から弁済を受けております。この処理につきましては、最終的に昭和43年2月28日付で、町長から京都府民生労働部国民年金課長あてに報告されております。

なお、着服した職員は、昭和42年7月31日付で懲戒免職となっております。また、当時の町長、助役、直属の課長は、懲戒による減給処分となっております。

なお、この事件に関しましては、昭和42年9月11日に町議会において町政刷新特別委員会7名が設置されており、事件の真相究明に集中的に取り組み、その結果は、議会へ報告されております。

また、これと並行として監査委員による監査も行われでおります。さらに宮津警察署から事情聴取をしたい旨の要請がありまして、事務整理を担当した職員が数日、宮津警察署へ出向いたことをお聞きしておりますが、着服した職員について警察がどのように対応されたかは、資料がないため確認できておりません。

また、今月9月11日に京都社会保険事務局から第2回目の調査があり、既に回答をしておりますが、その内容はただいまご報告した内容と重複いたしておりますので、割愛させていただきます。

ます。

以上が、調査結果の内容でございます。

議 長（糸井満雄） 以上報告をいただきました。

40年前のことでございますし、資料を精査した結果の報告でございますが、この場でどうしても質問がしたいという方がございましたら、少し時間を割いて質問を受けたいと思います。

いかがでございますか、質問ありますか。

服部議員。

17番（服部博和） ちょっと1点、お伺いしたいと思います。

今いろいろと40年ほど前のお話を聞かせていただいたわけなんですけれども、私が入手した資料によりましたら、いわゆるこの問題が外部で、例えば新聞だとか、議会だとか、その他のことで報道されたり、それから調査されたりしたことが、岩滝町の場合は不明だということを私は確認しとるんですけども、今町長の説明の中で、いわゆる町議会が特別委員会を設置して事に当たったと、調査をされたと。それからまた監査委員の方も独自に調査をされたというようなことで、調査がなされとるわけでございますけれども、これらの議事録と言いますか、結果報告書というようなものはあって、公開をしていただくことができるのかどうか、ちょっとその点をお伺いしたいというふうに思います。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） この場で、そういうことをどうだということをは、なかなか言うのは難しいですけども、議会の方で閲覧はすることはできるというふうにお聞きをいたしております。

また、これからのことにつきましても、当時、新聞報道において実名も報道され、懲戒免職になったというような事実も出ておまして、もう既に社会的制裁は受けているというふうに私も認識をしております。そうしたことで調査をしていただいても、それは判明する内容だというふうに思っております。

17番（服部博和） それでは、また後日に議長の方とご相談をしまして、また閲覧なんかの願いをするかもわかりませんので、そのときにはよろしくお伺いしたいと思います。

以上です。

議 長（糸井満雄） ほかにご質問ありますか。

廣野議員。

4番（廣野安樹） 先ほどのETCのことについて、ちょっとお尋ねしたいんですが、よろしいですか。

議 長（糸井満雄） ちょっと待って。今の年金の問題について、ご意見、ご質問がございましたら受けたいと思います。ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） それでは、この年金問題についての報告については、これで終わりたいと思います。

それで廣野議員、何かETCのことで。

4番（廣野安樹） ちょっとお聞きしたい、この問題について。

議 長（糸井満雄） それはどうだな、いいんかいな。また後で、その辺は聞いていただけますか。も

う一応、一般質問は終わっておりますので、そういう取り扱いということにさせていただきたい
と思います。じかに聞いてください。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

次回は9月21日午前9時30分から開議しますので、ご参集ください。

ご苦労さんでした。

(散会 午後3時04分)